

第53回平成25年12月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成25年12月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時49分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄(早退)
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日より三日間、一般質問を開会いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思いますが、冒頭に町長、副町長より発言の場を求めておられますので、これをお受けすることにいたします。

それでは、太田町長、よろしくお願いいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

一般質問が始まります前の貴重な時間を頂戴いたしまして、まことに申しわけございません。

このたび下水道受益者分担金等の不納欠損処分問題に関しまして、10月10日、住民監査請求が請求され、12月6日、監査委員から町に対して勧告が出されたことは大変重大なことで重く受けとめております。今後、顧問弁護士とも相談し、町として適切に対処してまいりたいというふうに考えております。また、12月議会初日の2日に開催いただきました全員協議会で受益者分担金等の消滅時効の完成後の収納事案につきましては、経過説明と判断の誤りを謝罪したところでございますが、本日は改めて説明並びに謝罪をさせていただきたいというふうに思います。

下水道並びに農業集落排水の受益者負担金、受益者分担金の不納欠損処分問題につきましては、旧町時代から全く消滅時効の管理ができておりませんでしたものを、昨年度、担当課におきまして全数調査を実施いたしました。その結果、平成25年3月には消滅時効の完成しているものが約2,660万円あることが判明し、これに破産手続参加に伴う配当金受領による即時消滅分、約10万円を加えた約2,670万円を平成24年度において不納欠損処分させていただきたいと、5月7日には産業建設常任委員会で、5月8日には議員研修会で議員の皆様にも初めて報告をさせていただいた上で、5月末に不納欠損処分をさせていただき、7月5日に記者会見を開催し、広く公表したところでございます。

そのことで住民や議員の皆様にも大変な不公平感を与え、町政への信頼を失墜したことを改めておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

平成25年3月に消滅時効の完成しているものが約2,660万円あることを把握していたことは、先ほども述べたところでございますが、あわせて平成25年3月には、その他の消滅時効の完成後に収納していたものが約220万円あることも把握をしておりました。しかしながら、このことにつきましては、4月下旬に私、副町長、下水道課長、下水道課主幹の4名で協議をした結果、本来でしたら、不納欠損処分とあわせて同時に公表すべきであったところ、5月の不納欠損処分を最優先と考え、消滅時効の完成後に収納したものはないという間違った内容を議会に報告いたしました。これは私の判断ミスであり、消滅時効完成後、収納分を返還するとした場合、時効が完成して返還できない方がいる中で、返還できる方と返還できない方との間で新たな不公平感が生まれるということ、また、時効が来て、払わなくてもよくなるという不公平感に加え、返還することで不公平感が高まるということが懸念されるということ、納期限からおくれたというもの

の、本来、納めていただくべきものを誠実かつ円満に納入していただく方もあり、あえて返還することに理解が得られるのかというようなことなどから、町内の混乱を避けようとしたことから、処理に苦慮し、大きな判断ミスをしてしまったということでございます。

住民監査請求、監査を受ける中で監査委員から指摘され、このたび報告させていただいたということが真相でございます。このことは、法に基づいた厳格な対応ができなかったこと、また、事実を全て明らかにし、問題を根本から解決する姿勢が希薄であったことなどであり、深く反省をいたしております。

今後は、さらにしっかりと問題点を検証し、再びこのようなことにならないよう決意いたします。私みずからの責任は大きいものがあったと考えています。この消滅時効の完成後に収納したものの取り扱いにつきましては、このたびの住民監査請求に対する監査委員からの勧告でも触れられておりますので、町といたしましても勧告を精査の上、速やかに対処してまいります。前回に重ねて今回の件で、ご迷惑を皆さん方におかけしたことを深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今後は、職員一丸となりまして、町民の皆さんからの信頼が回復できますように頑張っております。以上で、ご報告とおわびとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（赤松孝一） 次に、副町長。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 引き続きまして、本会議前の貴重なお時間をいただき申しわけございません。私からは現在、示談中の交通事故の案件についてご報告を申し上げたいと存じます。

12月4日の文教厚生常任委員会におきまして、介護保険特別会計補正予算に関連し、福祉課長が、平成25年10月17日に発生をいたしました福祉課職員によります交通事故について、ご報告をいたしましたところ、本会議冒頭においても報告すべきではないかとのご助言をいただきましたので、現在、示談中の、そのほかの案件につきましてもご報告をいたします。現在、示談を進めております事故は、全部で3件でございます。このうち平成25年10月17日に発生いたしました事故は、示談の相手方が2者、具体的には相手方車両の運転手、そして、相手方車両が衝突をいたしました車庫の所有者、この2者になりますので、実際に示談書を取り交わすことになる相手方は全部で4名ということになります。

なお、あくまでも現段階は示談を進めている最中でありまして、調整内容等の公表は控えさせていただきますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、個別の事案について、概要を申し上げます。まず、1件目は10月17日、先ほど申し上げました事案でございますが、12時30分ごろ与謝野町字男山75番地の2付近の主要地方道網野岩滝線と町道ズメ線の交差点内において、公務のため町内を巡回していた福祉課の車両と相手方の車両が接触するという事故でございます。なお、相手方車両は接触後、道路外に飛び出し、道路沿いに設置してあった車庫に衝突をいたしました。損害状況ですが、公用車は車両左前側面部が破損、相手方車両は車両前面部が大破し、全損扱いとなっております。また、相手方車両の運転者が首の痛みを訴えられ、人身事故扱いとなっております。この事故につきまして、現在、当町が加入しております保険会社と相手方車両の運転者が加入しております保険会社で協議をし、過失割合を調整している最中でございます。また、相手方車両が衝突した車庫につ

きましては、当町の保険会社と相手方車両の運転者が加入する保険会社が、それぞれの過失割合に応じて車庫の所有者に損害賠償をすることになります。

2件目でございます。平成25年11月1日、20時20分ごろ、与謝野町字石川3327番地1付近の町道石川宮津線において、防火広報活動のため巡回中の消防車と相手方の車両が接触をするという事故でございます。消防車を運転しておりました消防団員が町道石川宮津線から町道入鹿伏線へ右折しようとしたところ、後方を走っていた相手方車両が右折する消防車に気づかず追い抜こうとして接触をしたという事案でございます。損害状況ですが、消防車は車両右前側面部が破損、相手方車両は車両左後方側面部が破損をしております。この事故につきまして現在、当町が加入する保険会社と相手方車両の運転者が加入する保険会社で協議をし、過失割合を調整している最中でございます。

最後、3点目は、11月8日、9時ごろ、与謝野町字四辻65番地の与謝野町役場野田川庁舎駐車場内において、水道課の車両から降車をする際に、隣に駐車してあった無人の相手方の車両にドアが接触するという事故でございます。運転をしておりました臨時職員の不注意により、勢いよくドアが開いてしまったため、相手方車両のドアに接触をしてしまったというものでございます。損害状況ですが、公用車は損害はなく、相手方車両は車両右前の運転席側ドアが破損をしております。この事故につきましては、当町が加入する保険会社と協議をしたところ、相手方の過失はなしという内容で、示談に向けて調整ができております。現在は示談のために必要な相手方の損害額を確定するために、修理業者との調整を進めている最中であり、修理が完了するのと合わせて示談になる見込みでございます。

なお、この議会で申し上げておりますように、合併後、90件の、町が入っております保険を使った事故が90件ございますが、少し補足をさせていただきますと、当町の過失割合が0%というものが、このうち7件、さらに当町の過失割合が10%というものが4件、20%というものが3件、50%が1件ということで、90件のうち15件が当町の責任割合が50%以下の事案ということでございます。

先ほど申し上げました、この3件の事故につきましては、概略を簡単ではありますが、ご報告をさせていただきます。なお、今後は一層丁寧な運転等に努めるよう職員には厳しく指導をしてまいり所存でございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 日程第1 一般質問を行います。

15人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を行います。

最初に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

塩見議員。

5番（塩見 晋） おはようございます。

通告に基づき一般質問をさせていただきます。消費税の3%増税決定と色覚検査について質問をいたします。

最初に、消費税についてであります。野田内閣の第80回通常国会において、消費税増税を柱とする社会保障税一体改革関連法案が当時の民主、自民、公明の三党合意で平成24年6月に衆議院で可決後、参議院に送付され、8月10日に成立し、平成26年4月1日施行となりましたが、引き上げに対する措置として2項目の附則がつけられておりました。その内容は、一つは経

済状況を好転させることを条件として総合的な施策の実施と必要な措置を講ずる。二つ目が経済状況の判断を行う。経済成長率、物価動向などを確認し、経済状況等を勘案して、その施行の停止を含め、所要の措置を講ずるというものであります。

本年10月1日に安倍総理大臣は消費税引き上げ法の経済条項の条件を満たしていると判断して、閣議決定をされ、法律どおり来年4月1日より現行5%を3%ふやし8%にすると発表され、増税が決定しました。消費税は平成元年4月から3%で始まり、平成9年4月より4%と、地方消費税が1%、合わせて5%になりました。導入された理由は、将来予想される少子高齢化に伴い社会保障支出が多くなるのが十分予測される中で、所得税や法人税などの直接税中心の制度から、消費税のような年金生活者や貯蓄生活者層などを含む国民から広く薄く徴収することのできる間接税を導入して、バランスがとれた税体系に変えるべきだという議論が多くあり、直間比率を変えていく目的で進められてきたものであります。

直接税は所得の低い人ほど負担が少なく、所得の多い人ほど高い税金を払いますが、間接税である消費税は消費の額のみによって決まる税制ですので、所得が多い人も少ない人も同じ税率となります。所得の低い人は所得を消費に回す割合が多くなる傾向にあるので、より高い割合で消費税を払わなければならなくなります。また、収入がない人でも消費する際に課税されるため、所得が低い人ほど税の負担感が大きくなります。

この消費税増税については、6月定例会一般質問で和田議員が住民や当町への影響等を質問されました。当時、町長は景気弾力条項もあり、最終的な決定には至っておらず、全体像が見えてこないと答弁をされていましたが、税率アップが確定となった今、平成26年度予算と住民生活にも大きく影響があると思いますので、次の質問をいたします。

まず、住民の感情として税は低いのにこしたことはありませんが、我々が選んだ政治家が国会で決めたことであり、アベノミクスの恩恵がまだ、実感できていない、この地域においては、税率アップが町財政や住民に与えるマイナスの影響は大きなものがあると考えています。住民が受ける負の影響を少なくしていくことが私たちの役目とっておりますが、町長は、この増税で一般家庭が受ける影響について、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

また、この増税によって住民が受ける平成26年度の消費税負担の増額は町全体で幾らぐらいになるのか、その推計の試算があれば教えていただきたいと思います。

消費税の引き上げに伴う対応として、政府は今月5日に好循環実現のための経済対策5.5兆円を閣議決定し、発表しました。その中で低所得者や子育て世帯、住宅購入者向けの現金給付など、家計支援策に6,000億円を充てるとしています。内容は児童手当の受給世帯を対象に子供一人当たり1万円を支給する。また、高齢者の負担増にも配慮して住民税を免除されている低所得者に1人1万円を支給する。老齢基礎年金等の受給対象者には、さらに5,000円を上乗せするとなっています。この給付は地域にとってプラス面になると思いますが、その対象者数と総額、支払い時期についてもお尋ねをいたします。

12月定例会の資料としていただいた10月18日付の平成26年度予算編成についての中で、町長は税と社会保障の一体改革というものの、増税に伴う地方への配分は今なお不透明なものがあると述べておられますが、2カ月を経過している現在では、もう少し明らかになっているのではないのでしょうか。そこで平成26年度予算編成の歳入に影響する地方消費税交付金は1%から

1.7%となります。京都府へ配分された額の2分の1が各市町村へ配分されることになっていますが、与謝野町へ配分される地方消費税は幾らの増収になるのか知りたいと思います。また、この引き上げ分の0.7%については、年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化に対処するための施策に要する経費や、その他の社会保障施策に要する費用に充当されるようになっておりますが、与謝野町では、どのような事業に向けられるのかもお答え願いたいと思います。

それから、公共施設の使用料や特別会計などの現在の使用料は、消費税を含んでいる扱いとなっておりますが、消費税増税の対応はどのように考えておられるのか。そして、先ほどの資料の中で平成26年4月に町長選挙が予定されているため、当初予算は骨格型予算を編成するとしていますが、既に予定で進んでいる事業もあります。歳出の現時点でわかる一般会計や特別会計での物品購入費や予定されています各種事業などにかかわる消費税の増税分の増加額の推計をお示しいただきたいと思います。以上で、消費税増税についての質問を終わりとします。

次に、2番目の色覚検査の啓蒙について、質問をいたします。色覚の障害というのは、色に対する感覚が正常とは異なるものです。その程度によって色の識別が全くできない色盲や紛らわしい色の選別だけができない色弱などがあります。日本眼科学会の資料によりますと、選定色覚異常は男子の約5%、20人に1人です。女子の約0.2%、500人に1人の割合であり、赤と緑、赤と黒、ピンクと灰色などの色が見分けにくく、その識別に困難を生じる症状が多く見られると発表しています。色覚異常は有効な治療法がなく、近視や遠視のようにメガネでの矯正もできませんが、異常のある人の6割以上は軽い症状と言われ、日常生活では支障のない人がほとんどです。また、異常があっても本人は自覚のない場合が多く、検査を受けるまで、その症状に気づかないことが多くあるようです。

小学校高学年で希望する人には検査をして、色覚の状況を知っておくことは本人の将来に向けて必要なことと思いますが、与謝野町の取り組みの状態を、その現状を町長に質問をいたします。そして、私や子供たちは小学校で色覚の検査を受けた覚えがあるのですが、現在は学校で、この検査はなくなったと聞いています。そこで教育委員長に現状と調査をしなくなった時期、そして、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

また、資格の要る職業の中で、現在、色覚制限のある職業があると聞いております。中学校における進路、進学相談の中で、この色覚についての指導は、どのようになっているのか、教育長に、このことをお尋ねしたいと思います。

以上で、私の最初の質問は終わりとします。答弁をよろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員ご質問の一番目、平成26年4月1日から消費税が3%増税されることについて、お答えいたします。まず、1点目の消費税増税で一般家庭が受ける影響について、どのように考えているかについてでございます。消費税につきましては、本町に課税データや統計資料がございませんので推計となります。まず、本町の住民税納税義務者の平均年間所得額は約240万円でございますが、これを民間の研究所が年収階層別の消費税負担額の試算をされているものに当てはめると、年間所得が240万円の世帯の影響額は約7万1,000円の増加になるとの試算が出ておりますので、この金額が消費税増税の平均的な影響額の参考になるのでは

というふうに考えております。本町の一人当たりの平均所得は府下で下位から2番目となっておりますので、所得の少ない本町にとって、消費税の増税による影響は少なくないものというふうに思っています。

次に2点目の、この増税によって、住民が受ける平成26年度の消費税負担増額の推計は町全体で幾らになるのかについては、本町分の消費税につきましては、市町村単位ごとの課税データや統計資料がなく、試算は困難でございます。したがって、参考数値となりますが、大阪国税局から公表されております平成23年度分の宮津税務署管内の資料から消費税額は15億9,296万円となっております。これに比例して算出いたしますと、消費税が5%から8%となりますと宮津税務署管内の消費税額は25億4,874万円と見込まれ、9億5,578万円の増額になるものと推測されます。

次に3点目の消費税の引き上げに伴う対応として、市町村民税が課税されていない方に加算金を含めた給付措置が行われるが、その対象者数と総額、支払い時期についてはでございます。国から給付措置制度のたたき台が示されておりますが、まだ、制度が固まっておりません。そのような状況でございますが、基本的な考え方としては、まず、対象となる方は、平成26年1月1日に住民基本台帳に記録されており、いわゆる居住者の方、平成26年度の住民税で均等割が課税されていない方、いわゆる非課税の方であります。均等割が課税されている方の扶養親族等、いわゆる課税者に扶養されている方等は、これは除かれます。これらの方や生活保護の被保護者等が給付対象となっているようでございます。これらの基準で平成25年度の課税状況から推計いたしますと8,800人程度がベースとなり、この中から均等割の課税対象者に扶養されている方を除く方が給付対象者になるのではないかと考えています。また、加算措置の対象につきましては、給付対象者のうち老齢基礎年金受給者、児童扶養手当の受給者等とされております。このように複雑な作業になりますので、現在のところ給付対象者と加算措置対象者の把握ができておらず、正確な対象者数についてはわかっておりません。したがって総額も残念ながらお答えすることができません。なお、支払い時期についても、各市町村の実情等に応じて市町村が決定することとされておりますが、現時点では給付措置制度の詳細が固まっておりませんので、具体的に申し上げることができませんが、ご了解いただきたいというふうに考えております。

次に、4点目の消費税が8%となることに伴い、与謝野町へ配分される地方消費税交付金は幾らの増収になるかにつきましては、地方消費税は、現在の消費税5%のうち1%相当となっております。徴収した地方消費税の一定相当額を府内市町村に交付する仕組みとなっております。消費税が8%になりますと、地方消費税は1%から1.7%とされ、京都府に配分された約半分が府内市町村に交付されることとなります。

平成26年度当初予算における地方消費税交付金の見積もりにつきましては、平成23年度の交付実績に、京都府から年末に示される平成24年度及び平成25年度の伸び率を乗じて算出することとしておりますので、現段階では、幾らの増収となるのか、申し上げることができません。今しばらく待っていただく必要があります。ただ、消費税が8%になることに伴い、地方消費税が1%から1.7%となることから、単純計算いたしますと約1億5,000万円程度は増収となる見込みでございます。

しかしながら、消費税増税に伴う消費の落ち込みが懸念されますので、その動向によっては、見込みを大幅に下回ることも考えられることをお含みいただきたいと思います。さらに歳出において、平成26年度予算に計上する物件費、投資的経費等をはじめ多くの経費に消費税3%が上乘せされることとなりますので、差し引きますと、この額が、そのまま増収につながることはありませんので、ご了解いただきたいと思います。

次に、5点目の引き上げ分0.7%について、与謝野町では、どのような事業に向けられるのかについてお答えいたします。国の消費税収入については、毎年度、年金、医療及び介護の社会保障給付と、少子化に対処するための施策に要する経費、いわゆる社会保障4経費に充てるものとされており。一方、地方分に当たる地方消費税収入の引き上げ分についても、議員ご指摘のとおり社会保障4経費を含む社会保障施策に充てることとされて、あわせて、その用途を明確化し、社会保障財源化することとされておりますが、その具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえ検討することとされております。したがって、用途を明確化し、社会保障財源化するとはいうものの、地方消費税交付金で交付される以上は一般財源となりますので、今後どのような方法で用途の明確化がはかれるのかについては、国の議論を注視していく必要があるというふうに考えております。

このように、当町における増収分について、具体的にどの事業に充てるということは、現在のところ申し上げられませんが、近年、扶助費をはじめとする社会保障経費は増大傾向にありますので、結果的には社会保障4経費に充てていくことになるだろうと考えております。

次に、6点目の公共施設の使用料や特別会計など、現在の使用料は消費税を含んでいる扱いになっているが、消費税増税の対応は、どのように考えているのかについてお答えいたします。地方公共団体も、国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に、消費税の納税義務があります。しかしながら、地方公共団体の事業活動費は、公共性が高いものであることから、特別会計においては申告義務はありますが、一般会計においては消費税法上、特例が設けられており、申告義務はないものとされております。また、土地の譲渡及び貸し付け等、消費税の性格上、課税対象にすることがないものや、公的な医療保険制度に係る療養、医療等社会政策的な配慮に基づくものについては、非課税取引となり、課税対象外となります。以上のことから、原則、一般会計に係る各公共施設使用料については、従来、物価、人件費の上昇、類似施設料金とのバランス等を基本に改定してきていることもございますし、改定は行わないよう検討しております。ただし、指定管理施設につきましては、現在、指定管理者との調整中でございますので、ご理解がいただきたいと思います。

一方、水道事業、簡易水道事業の使用料及び加入負担金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料につきましては、課税対象と位置づけ、原則、消費税を転嫁するように考えております。また、これらの使用料は、現行では消費税を内税としていただいておりますが、今後、消費税率の改正が見込まれることもあり、内税から外税とするよう所要の条例改正を本定例会にご提案しているところでございます。

次に、7点目の歳出の現時点でわかる、一般会計や特別会計での物品購入費や各種事業などに係る消費税増額分の推計をお示しいただきたいとのご質問にお答えいたします。消費の動向などにも左右されることから、8%になった時点での、そうした増額分について試算することは困難

でありますので、参考までに平成24年度決算額での推計を試算いたしました。消費税の課税対象となり得る需用費、委託料、役務費、維持補修費、投資的経費について、平成24年度決算額から抽出して試算をいたしましたところ、一般会計では約7,300万円、特別会計では約3,300万円、合計で約1億600万円の負担増となり、あくまでも平成24年度決算額から推計しておりますので、その年度によって変わることをご承知ください。

ご質問、2番目の色覚検査、色弱の啓蒙についての1点目、早期に希望検査をして色覚の状況を知っておくことは、本人の将来に向けて必要なことと思うが、与謝野町の取り組みの現状を知りたいについては、私からお答えし、2点目以降につきましては、教育長からお答えいたします。

町では、乳幼児の健診、大人には生活習慣病予防の健診を実施しておりますが、その中には色覚検査は含まれておりません。色覚検査は、1920年、大正9年から義務教育の中で行うことが規定され、その後1958年、昭和33年には、学校での定期健康診断の必須項目となり、2002年廃止されるまで、学校で実施されてきた、そうした経過がございます。色覚正常の人と比べて色の見え方が異なる色覚を持つ人があり、これらの人々を現在では「色覚異常」と呼んでおり、特に、生まれつき目の中の色を感じる仕組みが違う、先天的色覚異常者は、染色体の劣性遺伝によるもので、有効な治療法はなく、主に男性では、先ほど言われましたように20人に1人、女性でも500人に1人の割合であられるというふうに言われてます。

また、一口に色覚異常といいますが、ほとんど正常と変わらないほど軽いものから、赤・緑・黄の区別ができないほど強いものまで、いろいろあるとのこと。町においては、法律に基づくものでないこと、予防で対応できるものでないこと、悪化を予防できるものでないこと、医療機関において気軽に検査できる環境が整っていること、また、色覚検査は本人のみでなく、その家族を含めたプライバシーに触れてしまうことから、現在、色覚検査を行っておりません。色の見え方が気になると感じた段階で、早期に医療機関を受診していただきたいというふうを考えております。以上で、塩見議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中均） おはようございます。

塩見議員のご質問の色覚検査の啓蒙にかかわっての2点目の質問、そして、また3点目、4点目につきましては、委員長への質問はあるわけでございますけれど、私のほうで一括してお答えをさせていただきます。

まず、現在、学校で色覚検査がなくなったと聞いていますが、調査が削除された時期と理由、さらに現状についてでございます。昭和33年4月10日、学校保健法の制定により、就学時・在学時の定期健康診断の義務化が制度化され、小学校では1年生時、4年生時、中学校では1年生時、高校では、同じく1年生時で健康診断を受診することになったわけでございます。

さらに、平成6年12月8日付で、学校保健法施行規則の一部を改正する省令及び学校における健康診断の取り扱いについてが文部省の、当時ですから、文部省の通知として出され、35年ぶりの改正が行われました。通知文から実施学年の変更にかかわって、色覚の異常は経時的変化、いわゆる時間がたつことによって変化していくという、そういう経時的変化でないため、検査を繰り返し行う必要がないこと及び被検査者の検査への適応性等を考慮し、小学校第4学年において1回行うものとされました。また、健康診断の方法及び技術的事項の補足的事項で、色覚検査

の項では、小学校第4学年で行う検査以外に、必要に応じ、健康相談などの活用によって個別の検査、指導を行うことと定められ、被検査者のプライバシーを守るため、個別検査により実施することと定められました。

さらに、平成14年3月29日付で、学校保健法施行規則の一部を改正する省令が、今度は文部科学省から出され、平成14年4月1日から施行されることとなりました。児童・生徒、学生及び幼児の健康診断の項で色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別されるものがあったとしても、大半に支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること、これまで、色覚異常を有する児童・生徒への配慮を指導してきていることを考慮し、色覚の検査を必須の項目から削除し、色覚の検査の必須項目からの削除に伴い、色覚検査の実施学年に関する記述を削除する等の改正が行われました。

したがって、以来、町内の小・中学校においては全校色覚検査は実施されていません。それに伴い、小学校では、保健調査を保護者に求め、状況把握に努めるとともに、図工の授業をはじめ教育活動等で気になる児童・生徒を把握し、保護者と連携して専門医の受診を勧めています。また、中学校では、小学校との連絡会や保護者からの健康調査票への記載依頼や、授業等にて状況の把握に努めているところです。加えて、小学校、中学校とも眼科検診における問診票への相談事項の記載を依頼し、把握に努めているのが現状であります。

3点目の色覚制限のある職業について、お答えします。現在では、進学時に、これは高校、大学でもそうです。進学時に色覚について問われることはほとんどなくなっています。しかし、例えば、自衛隊、警察関係、航空関係、調理師専門学校など、一部の学校では、また、職業では、入学時、入社時に制限されることがあります。したがって、募集要項に留意しておく必要があります。また、就職におきましても、先ほど申しましたように、制限があるわけですが、厚生労働省では、色覚異常者に対して根拠のない採用制限を行わないよう指導しているわけであり、微妙な色の識別が必要な職種などでは、就職できない場合がありますので、求人票に留意しておく必要があると思います。例えば、就職しても、困惑する可能性のある職業として、しみ抜き作業を伴うクリーニング業や刺身の鮮度の判別が必要な飲食店、あるいはまた、料理提供をする職業です。それから、入所者の顔色が判別しにくくなって差しさわりがある福祉施設への仕事などが、それらに当たります。

次に、4点目の中学校における進路・進学相談のあり方について、お答えいたします。町内の中学校では、進路指導の取り組みとしては、大きくは1学年では職業調べ、2学年では職業体験学習、これは多くの事業所にお世話になっております。上級学校調べなどを取り組みます。3学年生では、高校への体験入学や進路相談などを行っています。その中で色覚につきましても、就職・専門学校等への進学に関して制限を課する場合は、求人票や募集要項に、色覚に関する項目を明記するよう厚生労働省も指導を行っていますので、就職希望者に対しては、求人票に留意しながら指導しています。進学については、現在、高校につきましても、大学につきましても、色覚異常による入学制限はありませんので、将来の職業との関連で、相談があれば応じている状況です。色覚等につきましても、先ほど町長の答弁にございましたように、あくまで大きな個人情報でもあり、周囲からの偏見や差別といった人権問題にも関係してくるため、学校としては、保護者が相談しやすいよう、例えば健康調査書や進路調査書の中に保護者相談欄を設けるなど一層

の工夫が必要であると考えているところでございます。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いろいろとご答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは最初に消費税の増税のほうについて、質問をさせていただきます。再度の質問をさせていただきます。全般で細かいことをお尋ねした中で、あまり具体的なことについては答えていただけませんでした。確かに、まだ、はっきりしていない、国からのほうもはっきりしていない部分はたくさんあると思います。とにかく大まかで指示されたこと、そのようなことが新聞とかネットとかで、私も散見しながら質問をしたわけですが、ただ、先ほど言われました中で、これはあくまでも見積もりとか、その推計なんです、交付税の増収分が0.7%ふえる分が大体1億5,000万円ぐらいかなというようなことを推計でおっしゃいました。その後、与謝野町の事業の中で、今度、支払わなければならない消費税分が、それ以上、1億6,000万円ぐらいになるかなというような推計をお聞きしまして、あまり町にとってプラスの面は、この消費税の増税によってないんだなというふうに感じております。その部分については、はっきりしたことは言えないということですので、幾らお尋ねしても無駄かとは思いますが、もう少し詳しく、もしおわかりでしたらですね、その増減ですね、出と入りの推計というのでも示してもらえたらありがたいなと思うんですが。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 企画財政課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからわかる範囲でお答えをさせていただきます。議員からご質問がございましたのは、消費税が増税になって、当町が交付を受ける地方消費税交付金、これがまず、どれぐらいの額になるのかということですが、これの試算に当たりましては、現在のところ単純計算するしかないということですが、その中で地方消費税は1%から1.7%に、70%上がるということですので、単純計算といたしまして、平成24年度の決算におきます地方消費税交付金、これが約2億2,000万円ございまして、これに単純に0.7を掛けますと1億5,000万円ということになりまして、この数字を、まず、申し上げたということが1点でございます。

それから、逆に歳出で消費税が増税になることによって当町が支払わなければならないであろう消費税の額を推計いたしますと、これも平成24年度の決算額から試算をいたしまして、一般会計及び特別会計、全部合わせまして予算の科目でいいますところの物件費、維持補修費、投資的経費、これらについて決算の額から、まず、1.05で割り戻しまして消費税を掛ける前の額を求めて、それに3%を掛け算いたしますと、増税となる3%分の必要な消費税額が出てまいりますので、これらの科目について集計してみますと一般会計で約7,300万円、特別会計も合わせますと約1億600万円ということになったということですが、その数字を、そのままご答弁させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。出の方を1億6,000万円というのは、ちょっと書き間違いを

してありまして1億600万円ということで、そうすると若干、この推計によればふえるかなというくらいですが、地方消費税がふえた分、交付税のほうが、全体の中から事業の、全体事業の中にもよりますけれども、減ってくるということも考えられて、あんまり国のほうは、0.7%ふやしてやるというふうに言ってくれていてもですね、町にとっては、そんなに大きなプラスにはならないだろうなというふうに感じております。

そして、先ほどお聞きしました中で、一般家庭が受ける影響についてですね、かなり大きなものがあるようですね。特に与謝野町があまり収入の多い地域ではないようですので、先ほどおっしゃいました1戸当たり平均7万1,000円ぐらいの負担増になるんじゃないかなということをお伺いしまして、それでは、町はですね、こういう状況の中で、みんなが一生懸命、今、生活しているのがやっとな中、一部の人を除いてですが、かなり所得の低い中で皆さんが一生懸命やっている中で、果たして、それでは町はどういうふうになれば、こういう負担増をうまいこととは言いませんが、負担増を軽く受け入れる方法があるんだろうかということを考えてみるときにですね、なかなかそういうことは難しいなというふうには私に思うんですが、町長は町として、こういう負担増に対して、どういう方策が、今後、考えられるというふうにお考えでしょうか。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) そうした増に各家庭、その人、個人にとっても、消費税が増になるということが考えられる中で、じゃあ町はどう、それに対する方策ができるかということでございますけれども、それも大変難しいなと感じています。個人もそうでありますように、こういった小さい市町村にとりまして、その額は、先ほど明らかにされましたように、表面上はわずかな、その消費税による増が見込めますけれども、具体的には今、町が行っております、いろいろなサービス、また、町独自でやっておりますサービス等も今後は、そうしたものも見直していく必要があるかなと、全体の中で、じゃあどういふことを残していくのか、また、どういうところで、それぞれにご負担いただくのか、そういったことも大事なことになるかと思えます。そうしたことも含めて、今、いろいろな事業についても次年度に向けての事業の見直し等も行っておりますけれども、極端な、個人にとっても増になるようなことは、できるだけ避けていきたいなと、ほかの部分でご辛抱いただける部分で、皆さんにご辛抱いただくような、そうした取捨選択をしていかざるを得ない、そうした運営になっていくのではないかとこのように考えております。

明確に、こういったことは申せませんが、全体の中でのバランスを見ながら予算立てしていくことが必要かなというふうには考えております。

議 長(赤松孝一) 塩見議員。

5 番(塩見 晋) 町長がおっしゃることは、確かにそうなんですけれども、非常に高齢化社会に向けて、私が調べてみましたところですね、平成23年度の社会保障の費用の統計によりますとですね、年金が5兆3千6百23億円、医療費が3兆4千6百34億円、介護保険が7兆6,298億円などなど合わせますと、総額はですね、平成23年度の、1兆7千4,900億円というような金額になっているようで、国としても、もうどうともならんというような状況じゃないかなというふうには思っております。

そして、消費税上げを賛成するわけではないんですが、団塊世代、我々の世代がですね、後期高齢者入りをする12年後ですね、平成37年には医療費は5兆3千億円を、今の医療費が3兆4千億円

が53兆円ぐらいになるんじゃないかと、それから、介護保険は7兆数千億円の19兆円と、かなり増大するというような状況が予測されておりまして、社会保障と税一体改革が成立したもののですね、このままでいけるはずもなし、10%に、1年半後ですね、平成27年10月からですか、10%になるということも法律では定められておりまして、適切に総理大臣は、また、そこを考えていくというふうに言っておるようですが、結局もう、それ以上は、なかなか消費税を上げることは難しいだろうと思うとですね、それぞれ行政も我々もですが、支出の無駄やむらをですね、極力抑えていかなければならないというふうに思うんです。言いかえれば社会保障を抑えていくということに行政はなっていくと思うんですが、このままで果たしていけるものかどうかということは、町長は、どのように思われますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした状況ですから、町としても、この所得が非常に少ないということは、多分、年金だとか、そうしたところの皆さんが、この町には大勢住んでおられる。そうした高齢化率も高くなってきているということが一つ上げられるかと思えます。しかし、そうした中で、この京丹後市も与謝野町もですけれども、前にも申し上げたかわかりませんが、長寿の、そうした市町であるということでは、高齢化が進んでいても元気な老人の方たちがおられる、病気にならない。また、生活習慣をきちんとしておられる。そのことが長寿につながっているんだと思いますし、10万人規模で考えた場合、京丹後市や、あるいは与謝野町というのは、沖縄より、そうした長寿率というのは高いわけですから、そうしたことはやはり、この地域の大きな特色だろうと思っております。

確かに入ってくるお金は少ない。しかし、それを無駄に、先ほどおっしゃいましたように無駄な使い方じゃなしに、それを医療費に使うんじゃないし、やはり健康を維持していく、病気にならないような、そうした形で、お互いが長寿で元気な、そうした町をつくっていく、それも大変重要なポイントだと考えております。そうした方向性を持ちながら、やはり行政そのものは、どこに効果的にお金を入れていけばいいのか。無駄を省いていけばいいのか、結果的に、そうしたことが無駄を省くことになる。そうした形をつくっていくというような、そういう知恵が、今後、試されるのではないかなというふうに思っております。

それらについても、議会の皆さん方とも真剣に考えていく必要がある。そういう大変厳しい時代になったというふうに思っております。しかし、それを前向きに捉えて、どう克服していくか、元気なお年寄り、元気な町民の方が一人でも多くふえる方法を、やはり行政もお手伝いしていくということが大事かと思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今おっしゃいましたように、長寿の方がたくさんおられて、そういう方々が平穏な生活を送っているというのは非常にいいことだと思うんですけども、議会懇談会のときにも、ある町民さんがおっしゃいましたけども、いわゆる福祉関係のマンパワーは非常に足りていないというようなことを言っておられました。年寄りばかりふえても、やっぱりそういう、それを支えるマンパワーがないとですね、支え切れなくなってしまいます。ということは、やっぱりそういう支える若い人たちをもっとふやしていくという、こういう努力は非常に大切だと思います。そのことを考えていくと、ほかの議員さんもいろいろと、いろんな質問の中でおっしゃってます

が、やっぱり産業を真剣に振興していく状況は難しくてもですね、そういう方向に思い切りかじを切って、それを振興していく中で、また、長寿の方も支えていけるという、こういう両立した部分をしっかり目的にして、この行政を進めていかなければいけないんじゃないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだと思います。相反するようなことのようにですけども、やはりそうした、この町を支えていくいろいろな産業、もっと細かく言えば仕事は、やはりつくり出す工夫、また、それに参加、それに従事していただける若い人たちを求めていくということは非常に大事なことだろうと思っております。確かに私の考え方の中にも、何回も言いますが、やはり福祉も産業で、その一つとして、やはり今、与謝野町の福祉に関連して働いていただいている方の、たしか総数が800人からおられます。ということは、やはりそれだけの仕事が、そこで生まれているということですし、そうした視点も重要だというふうに思いますし、少しでも多くの若い方たちが、ここに住み続けられる、若い方たちも住み続けられる、そうしたまちづくりを考えていく必要があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 町長のお考えは何回も聞いているんですが、私は福祉は産業だとは思っておりませんので、そこら辺はちょっと考え方が違うかなと思います。産業というのは、やっぱりものをつくって、そして、生産して、その付加価値で地域が大きく広がっていくというのが産業だと思いますし、福祉というのは、どちらかということ、受け取る側の、いわゆるいろんな寄附とか、そういうものを受け取りながらですね、やっていく中で、どうしても、そこに従事されている方々のお給料といいますが、収入が大きく上がっていかない、国の一つの制約の中で、そういう上がっていかないという部分があるように、私は感じておりますので、ぜひ、産業の育成、振興会議の中でも、いろいろご議論をいただいておりますけれども、そういう部分も含めてですね、ぜひ攻めていっていただきたいと、このように思います。

それから、もう1点、消費税、これは上がってからの話なんですけども、上がることによってですね、やっぱり生活困窮者の中で、本当にご苦労される方もあると思います。そういう中で、非常に悲惨なことが起きないようにですね、それをきちんとフォローできるような体制ですね、そういうものも真剣に考えていっていただきたいと、このように思いますけども、その点はどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的には申し上げることはできませんけれども、やはり、そうした視点も大事だと思います。全てが今、申し上げた福祉が産業という、それは全てではないというふうには思っておりますけれども、それも一つだという形、それから、お年寄りとは限りませんが、そういう生活困窮者の方たちに対する施策というものは、低所得者の方たちの、そうした扱いについては、もう少し慎重に、また、ある意味、どういったことができ得るのか、それらも含めて考えていく重要な課題だというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 消費税の問題については、ここら辺で終わりにしておきまして、それでは色覚の

問題についてお尋ねしたいと思います。

町長と教育長からご答弁をいただきました。その中で、一番問題に、私はなるなと思うのは、この色覚、自分が色覚の異常であるか、ないかということがわかっていない方がたくさんあるということなんです。あるだろうと、これは自分が勝手に、そう思っておるわけで、誰が色覚なのかということは、色覚異常のことはわかりませんが、そう思って、そのこと自体が本人も、それから周りの者もわかっていないと、先ほど言いましたいろんな制限がある職業もあります。そういうところに就職してからですね、自分の思うようなことができないというようなことになりやすいわけで、先ほど教育長の説明では、学校で以前はあったんだけど、個人情報の問題と、それから治る病気じゃないというようなこともおっしゃいまして、病気じゃないんですけども、遺伝性のものなので、今はやっていないと、それから、本人からの、そういう申し出があれば検査も、学校でできんこともないというふうに受け取れるようなことをおっしゃっていただきましたが、本人がそうであるかないか、また、親御さんも、そうであるかないかがわからないのでしたら、検査を受けようにも、学校の中で図工の時間とか、いろんな時間でですね、気がつかれる先生方もおられると思いますが、そうでないものにとっては、全然わからないうちに、いわゆる就職したり、それから、自分がですね、先ほど言われた、いろんな職業につこうと、こういうことになりたいというような夢を抱いていたのがね、その一瞬で砕けてしまうということが起きるわけです。

そういう部分で積極的にですね、こういう検査をしたらいかがですかという、希望者は検査ができますよという呼びかけが必要じゃないかというふうに私は考えておるんですけども、その点については、いかがでしょうか。町長、教育長、どちらでもよろしいですけども、ご答弁お願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 私のほうからお答えさせていただきます。確かに私どもも議員の質問の原稿をいただいてから、いろいろ部内で話し合っておりましたときにも、その話は出てくるわけでございます。要するに無自覚者ですね、その者に対する、どういう対策をするんだということになるわけです。先ほど申しましたように親御さんが知っている場合は親御さんが言ってもらえると、それから、そうでなくても、先ほど申しましたように、学校では子供の色使い等をいろいろな場面で監察し、気がついたらちょっと専門医さんの検査を受けるようにという、家庭との、あくまでも連携を保って指導しておるわけでございます。しかしながら、議員さんおっしゃるように、その本人はもとより、親御さんも、その自覚がない場合ですね、その場合はどうしていくんかということは本当に大きな課題でございます。今後とも考えていかなければならないとは思っておりますんですけど、とりあえず、先ほど申しました最悪の場合を想定した場合ですね、先ほど議員さんおっしゃいましたように、せっかくそこまで行ったのに、異常で断念せざるを得なかったという、そういうことを少しでも救うためには、やはり進路相談のときに、色覚異常があるがために実現できない進路等、それらのあることをやはり、みんなに学習させていく必要があるんじゃないかなと、そのように私自身、思っております。

だから、それで全て救えるかといえば、これまた、いろいろ議論もあろうとは思いますが、とりあえず我々が今、考えられる点につきましては、そして、実現可能な点につきましては、先

ほどの検診時の健康調査や保健調査で、プラス、その進路学習、進路相談の中でやっていけば、少しは、そうしたミスマッチは防げるんじゃないかと、そのように思っております。いずれにしましても、今回、議員の質問につきまして学校等にいろいろ、どのようにやっているかということ、私ども調査させてもらいました。その中で、さらに学校現場に色覚異常についての、発見についての必要性を伝えたことになっております。また、今後も指導はしていきたいと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、話題にしております色覚検査にはですね、石原式色覚検査表や標準色覚検査表というようなものがあってですね、色覚異常の判定に使われ、生活上の支障や職業適性を大まかに判断するときに最も適した検査というものがあります。これは健康診断の際などのスクリーニングにも広く用いられているというふうに言われていますが、これらの表のみで正確な判定はなかなかできないということになっておりまして、特殊な検査器で用いなければなりません、一般の眼科には、こういう検査器はないというふうに書いてありました。

そこで、先ほど、今、教育長もおっしゃいました、お尋ねしますが、今、学校にですね、この簡易な色覚検査をする表というものは、それぞれの学校にあるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。ちょっとそこまではこちらのほう、調査はしておりませんけれど、多くの場合、まだ、学校に残っておるところはあろうかと、そのように思っております。

それから、この色覚を検査する場合のやつで、一番の必須項目から排除されたのは、一つは、やはり先ほど申しましたようにプライバシー、権利の問題なんですね。だから、大勢の子供たちがおるところでやりますと、わかりますね。例えば、私どもは、先ほど言いました石原式検査、それを受けてきておるわけですね、小さいときに。そしたら、周りでみんなが見ておりますから、そうすると、先ほど言いましたように、色覚異常による差別だとか、ある意味では人権を侵害するような、そういう言動等が出てきますので、だから、一つは取りやめているという理由に挙げさせてもらったわけです。

したがって、今度は、じゃあ別にそうじゃなかった、だったら、みんな個室で一人一人やったらどうかという、そうした話も出てこようかと思っております。いずれにしましても、先ほど申しましたように、できるだけ早い時期に、やはりその異常が把握できるような、そういう取り組みが必要であろうと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ、そういうものをやってほしいと思います。

余談なんです、私が小学校のとき、確かに今おっしゃった色盲の、当時、色盲の検査というのがありまして、教壇におられる先生の横に行って、いろいろと広げて読めるか、読めないかということをしてもらった覚えがあります。私は、そのときに読めない字がたくさんありまして、そのときに自分が色覚だなという、おぼろげながらですけども、認識がありました。これは私のことで、ここで言うべきじゃないかとも思ったりもするんですが、今、そういう色覚で、自分の思うところに行けなかった。進路がとれなかったというのが架空の話のように、皆さん、思っておられるかもわかりませんが、私は、これを実体験しております。というのは、そういう状況

の中で小学校を卒業で中学校へ行って、自分がどこへ行くかというときに、工業系のところに行きたいということで、そこを試験を受けました。試験を受けたすぐ後で色盲の検査をしますと、別の部屋に行きました。試験を受けた全員が、今でいう色覚の検査を受けました。そのときに、君は異常があるねと、そこまで言われまして、第二志望があるかと、その場で聞かれました。

そういう中で、帰ってきて、学校の担任、卒業してからでしたけれども、担任の先生に聞くと、あれおまえ、そんなだったんかと、わしは何の認識もなかったということです。親も、そういうことが、あまり気がついておらないというようなこと、学校からきっちり教えてもらわなかったのか、教えてもらっても忘れていたのか、私も、そういう工業系のところには行けないということがあるのか、ないのかということも、よく知りませんでして、結果的に自分の思うところには行けませんでした。そういう実体験が、私にありますので、このことについては、ぜひ、プライバシーの問題もありますけれども、保護者の方がですね、検査をお願いすると、学校にお願いするというようなものを出すことによってですね、学校側も、先ほど言われましたように、別の教室というのか、保健室ででも、それを見てあげる。そして、今、町がやっております「ひまわりノート」の中にでもですね、こういうことがありますよという記録をきちんと残して、自分の将来の設計をするときに、設計とは言いませんが、いろんなことを思い立ったときに、できるできないということを、また学校に相談をすることもできるという、こういうような状況をですね、私はつくっていただきたいなという思いで、きょう、質問をさせてもらったと、こういうことでございます。

それから、ことしの10月24日にですね、先ほど言いました日本眼科学会とですね、眼科医師会からですね、文部科学省スポーツ青年局、それから、学校健康保険教育課に要望書が出されております。学校での色覚検査がなくなってから10年が経過し、現在、中高生の多くは色覚検査を受けることなく進学、就職に向き合っており、視覚にかかわる問題が急増することが懸念されています。小中学校でも希望者に対する検査の実施を働きかけていただくことを強く要望するというものです。

先ほど、教育長も、こういうことはやっていかなければならないという答弁をいただいておりますので、改めてになりますが、ぜひ、最後にもう1回、この検査を何とか与謝野町だけでも先進的にやっていただきたいと思っておりますので、一つ今の思いをお聞かせ願いまして、質問を終わりにしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。先ほど申し上げましたように、進路指導のところであっていいのが、私は一番適当じゃないかと、そのように思っておるわけです。いわゆる、いろいろな職業調べをする場合に、こういうことがあったら、これはミスマッチになりますとか、そういうことを入れていく必要があるんじゃないかと、そのように思っております。いずれにしても議員、おっしゃるとおり、自分は大丈夫だと思っ行って、だめだと言われる。それは一番の打撃でございますので、そうしたことは避けていきたいと思っております。

ところが中学校は、私どもの所管ですので、よくわかるわけなんですけど、高校のほう、先日、ちょうど行ったときに聞きましたら、10年たって、昨年度の卒業生から、学校でしていないのが、社会に出ていたり、大学に進学したりしていますね。その話を聞いておりましたら、今の

ところ、ほとんど色覚異常によって入学を断られたり、それから、入社を言われたりする場合はないそうです。書いてあれば別ですけど、ほとんどそれもないようです。それは、先ほど申しましたように経年の変化が、経時変化がないとか、それから、本人もよく理解していたりしていると、それから、周りもよく理解していているから必要ないんだということで廃止をした、それは実際にも生きてるいるようです、現場でも。その意味で私ども、それでいいんだというふうには言いません。何らかの工夫をしながら、その土壇場で、ひどい目に遭うような、そういう事態は避けていきたいと、そのように考えております。今後、どのように取り組んでいくかにつきましては、私どもの課題にしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほど申しました、私の体験は、もう40年以上前の話ですので、今と大きく状況は変わってきていると思ひますが、そういうような思ひをする若い人たちがないようにと私は願っておりますので、ぜひ、この点についてはよろしくお願ひをしまして、質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時15分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

なお、お昼の休憩に報告どおり、記者クラブの方が見えますので、そのつもりでよろしくお願ひをいたします。

次に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） それでは、ただいま議長から12月定例会に当たりまして、一般質問のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3点につきまして、一般質問をしたいと思ひます。町長並びに副町長の答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、第1点目の質問は、ふるさと納税についてお伺ひいたします。この取り組みにつきましては、きょうまでに多くの議員さんによって質問もされてきましたが、実は10月からの地域に出向いての議会懇談会の中で、このような現状を放置しておくのはですね、議会にも大きな責任があると、そういったご叱責をいただきまして、ちょうど、その前後に幾つかの新聞の地方版で、京都府下のふるさと納税の寄附金額が紹介されたことがありました。この制度はふるさとに貢献をしたいと、ふるさとを応援したいという皆さんの思ひを都道府県や市町村に寄附金という形であらわすことによって、所得税や個人住民税が軽減されます制度で、始まってから5年、この近くの市町に、どのぐらいの寄附金が寄せられているのか、少し紹介しますと、宮津市1,911件、5,699万円、京丹後市149件、4,717万円、伊根町1,257件、1,974万円、与謝野町52件、446万円、京都府下でも一番低いという寄附金額ではありませんけれども、積極的な取り組みがされたと、こういう認識は持てないのではないかと思っております。

総務省の資料では、平成21年度は3万3,149件、寄附金総額は72億6,000万円であったものが、それが平成23年度には74万1,677件、649億2,000万円、件数で2.5倍、寄附金総額で10倍に伸びているのが現状だと、このように聞いております。このふるさと納税制度は、このふるさとにつままして、心のつながりを感じることができる市町としており、この与謝野町も我が町の魅力を知ってもらう必要があります。

しかしながら、この制度の課題として考えられるのは、この制度を利用する上での煩雑さがあると、このように考えております。ここに来まして、この制度の評価が大きく変わってきたのは、それぞれの市町村が特典としてつける特産品に大きな関心が寄せられておると、このようになってきたこと。

それと全国のふるさと納税を紹介する、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスというのが昨年10月にオープンをしたこともあります。好むと好まざるにかかわらず、これを使って、どう町の情報を発信して、町の特産品をどうPRしていくかが問われることになり、ある町ではプロジェクトチームをつくり、せっかくの制度を活用し、独自性と寄附金の透明性を高めることを宣言している町も出てきています。

そこで町長に、まず、このふるさと納税制度が大きく伸びてきたことについて、どのように見ておられるか、お伺いします。

二つ目には、全国的に我が町が独自にPRをしなくても、このふるさと納税の持つ力を活用することで、町の情報を発信することができますし、特産品の販売の促進、やり方によっては、より多くの寄附金を集めることができるものと思われれます。そのためには町が積極的に取り組む必要があると考えますが、これについてお願いをいたします。

三つ目には、具体的に提案をしてご所見をお願いをいたします。今、町では数年前から、このおからをベースにした京の豆っこ、これを使ったお米が、豆っこ米が130ヘクタールを超える面積で栽培され、いろんな媒体を使ってのPR効果もあり、町を代表する産品になりました。これを使わない手はないと考えております。ふるさとチョイスを使って検索をしますと、やはり幾つかの市町村ではありますが、この米を特産品として出しているところもあります。その中で、長野県の阿南町が、このお米を戦略商品として3万円寄附の場合は米60キロ、2万円寄附の場合は米40キロ、1万円寄附の場合は米20キロが贈られることになっています。これは本年は評判がよすぎまして、米がないとのことでストップになっていると、このように報じられておりますが、この先進地以下のサービスはできないと、このように思っておりますので、具体的に、この方針についてですね、ご検討をいただきたいと、このように考えております。

次に、2点目の質問は、本年7月に子ども子育て支援の新制度が町から示され、認定こども園についての方向をお聞きをいたしました。現在、町内8保育所の総定員数は885人、本年4月現在の園児数は511人、入所率は58%と聞いております。また、幼稚園にしましても、岩滝は52%、三河内の場合は6%ですから、存続の危機に直面をしております。これらのことについては、子ども子育て会議に諮問されていますので、その答申が間もなく出されると考えています。今回、質問いたしますのは無認可の保育所の扱い、これがどのようになるかということについて不安と期待の声があります。社会保障と税の一体改革の中での子ども子育てシステム関連のポイントとしては、第一に認可外保育施設を市町村の認可制として、国が2分の1を負担する教

育、保育給付の対象となるのではないかと、このように考えております。

また、認可に自治体の裁量が働き、原則認可する方向が示されるとの期待もあります。しかし、現実に待機児童もない中での認可施設は、仮に地方裁量型認定こども園として財政支援に制約があるとしても、子供の最善の利益を保証する必要があります。

そこでお伺いをいたしますのは、本年7月の町政懇談会以降、認定こども園にかかわっての新たな国の方針で明らかになったことがあるのかどうかについてをお伺いをします。

次には認可外保育園であります。こどもの森についてでございます。独特の保育理論のもとに今日までの保育についても大変な貢献がされてきたと評価をしておりますが、新たな制度に乗せるためには、いろんな課題があると考えられます。今度の大きな転換の中で、これら無認可保育所、保育園については、全体の定員数を調整される中で、現有施設を認定こども園として安心して子育てできるシステムをつくっていくことに町は支援をし、努力をする必要があると考えています。まだ、はっきりしない部分も多いと思いますが、町長のご所見をお願いいたします。

3点目の質問については、細かい部分に入りますので、副町長をお願いいたします。地籍調査につきましては、たびたびお願いをしておりましたが、旧加悦町で地籍調査がスタートをして以来、十数年が経過しました。残念ながら、まだ、桑飼地区すら完成に至っておりません。私も現状がやむを得ないと、こういうことできょうまで思っておりましたが、過日の議会懇談会において厳しい意見と関連して、おくらしていることでの問題について意見がありました。地籍調査は国土調査の中の一つの調査、その必要性について、人には戸籍があるように、土地にも地籍がある、必要だということで、現在、法務局に備えられてある地図の多くは明治時代につくられたもので、当時の測量技術から見ても正確性に問題があることは多くの指摘があるところでございます。現在の地籍調査への取り組みについて、国の説明では95%が財政措置がされ、5%の実質負担で事業ができると、こういうふうに報道をされております。

しかし、現実に本町が今、取り組んでおります状況は、全て単費で事業をやらざるを得ないと、こういうふうになっておまして、その大部分はですね、これは再調査としての業務の処理ではないかと、このように考えております。ここまでおくらしている理由につきまして、立ち会いに遠方からご苦労になる場合もある。また、いろいろですね、そういった境界確定は難しいという説明をいただきまして納得をしておりましたが、国交省の地籍整備課に聞きますと、これだけおくらすることは根本的に問題があるのではないかと、こういうご意見でございます。この解決のために、まず、副町長みずからがですね、この実態を詳細に把握をしていただくと、このことが必要ではないかと、そして、今日の状況を確認して適切な手を打っていただく、なぜ、ここまでおくれたのか、この検証をお願いをしたいと思っております。また、境界杭を打ち、一筆測量をしても、してからのタイムラグもあって、どうしても現地と合わない、測量そのものに疑義があるケースも出ていますが、現在の契約では、成果品が提出をされましてから一定期間が過ぎますと、業者に再測量を求めることはできないと思っておまして、例えば、明石の場合でも、地籍調査のおくれが影響し、その意義が薄らぐとともに、個人が、その土地を新たな活用をしようと、こう思った場合、その地籍調査の結果が使えないと、こういうことが現に出ておるといふふうに聞いておまして、それで個人が、そういったことをやろうと思いと、大きな負担をですね、個人が負わなければならないと、このように聞いております。

また、限られた範囲ですが、この明石の場合もですね、地図の混乱地域と呼ばれるところがあると、こういうふう聞いております。その現状からお尋ねをいたしますのは、先ほども申しましたように、なぜ地籍調査が、ここまでおくれたのか、その検証をする必要があるということと、実質超過負担になっている実態を国に要望として上げるべきではないかと、あるいは京都府を経由してですね、この地籍調査の団体に上げて、そして、この実態をやはり改善をしていく必要があるのではないかと、このように考えておりますし、それから、個人が再測量をした場合、非常に多額になると、100万円以上の金額になるというふう聞いておまして、どうしても、このことについては町として、その対応が必要ではないかと、こんなふう考えておまして、また、要望もあると、こういうふう聞いております。

地域によっては地図が誤っておるということで、再測量をしなければならない。これは明石だけではなく、幾つかのところで聞いておりますけれども、この地図混乱地域を解消するために国は、どのように対処しようとしているのかと聞きますと、この不動産登記法第14条の地図作成作業というのがありまして、これは全額国費で対応になると、このようにも聞いておりますので、こういったことに取り組む姿勢についてお伺いをいたしまして、以上、1回目の質問を終わりにしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の1番目、ふるさと納税制度の持つ力と取り組みについてお答えいたします。ふるさと納税制度は平成20年度から始まり、与謝野町でも、今年度の途中までの集計ですが、延べ63件、524万2,930円の貴重なご寄附をいただいております。

まず、1点目の全国の自治体の寄附金総額が、制度開始当初と比べて10倍になっているという指摘ですが、これは東日本大震災による復興支援のために、ふるさと納税の寄附金額が平成23年度に大幅に増加したことが大きな要因であるというふう考えられます。また、昨今の新聞報道などによりますと、寄附の特典として、特産品を贈る自治体が、寄附件数を伸ばしているという現状を目にいたしますので、このことの効果も一定あるのではないかと見ております。

次に、2点目の税收、特産品の販売促進、町のアピールの視点からも積極性が求められているとご質問でございますが、特産品を贈る自治体と、そうでない自治体に格差が出てきているという状況が示されており、京都府北部地域でも特産品を贈り、件数を伸ばしている団体と、当町のように特産品は贈らず、ご寄附をいただく方々のご厚意のみで制度運用をしている自治体とを比較し、当町の寄附件数が少ないと報道されていることは承知しております。

しかしながら、ふるさと納税制度の趣旨は、寄附件数や寄附額の多寡だけで評価するものではなく、ご寄附いただいている与謝野町を離れて暮らす出身者の皆さんとの対話、情報交換の機会であると考えております。町外におられます出身者の方々とお話をしますと、与謝野町の現状や将来を知るために、町の広報誌を送ってほしいというご要望をよく伺います。

したがいまして、ご寄附いただいた方々に町報をお送りすることで、与謝野町の現状を知っていただき、ご自身の寄附金がどのような事業に活用されているのか、町の様子はどうかなど、ご理解いただくことができると思いますので、このような配慮をさせていただくことで、ご寄附いただく方々との対話や情報交換を深めてまいりたいと考えております。また、町外の方々に対

し、町のPRを積極的に取り組む必要があると考えております。当町には、豊かな自然や誇るべき歴史文化、また、大江山登山マラソンやひまわりフェスティバル、岩滝大行列などの各種イベントといった、町外にお住まいの方々が興味を持ち、支持いただける魅力的な資源が数多くありますので、今後は、このような町の魅力発信とあわせて、ふるさと納税のPRにつなげていきたいと考えております。

次に、3点目の一定額以上ご寄附いただいた方に「京の豆っこ米」のような特産品を贈ってはどうかのご提案にお答えいたします。確かに特産品という特典をつけて寄附を募るという制度運用は有効であるというふうに言われておりますが、ふるさと納税活用術というような指南もあるなど、全国的にもやや過度になってきているという印象を持っております。本来、ふるさとを思い、自分の応援したい町に寄附をするということが、ふるさと納税制度の趣旨だと考えておりますので、特典でPRするという方法は、この趣旨からは少し離れてしまうのではないかと考えております。もちろん、一定額以上ご寄附をいただいた方々に特産品を贈ることを否定するものではございませんが、それならば、与謝野町の施設の利用券や商品券など、実際に与謝野町にお越しただいてご利用いただけるものをお贈りしたり、例えば、5年以上のご寄附いただいた方に、ささやかな特産品をお贈りするなど、与謝野町のよさを肌で感じていただき、ふるさとへの思いを強くしていただけるような方法もあるのではないかと考えております。今後は、実際にご寄附をいただく方々や、新たな方にも与謝野町の魅力や取り組みをわかりやすく発信し、よし、与謝野町を応援しようと思っただけのような制度運用を目指してまいりたいと考えております。

ご質問の2番目、認定こども園制度と認可外保育所についてお答えいたします。まず1点目の町政懇談会以降に国の方針で明らかになったことについてのお尋ねですが、特に具体的に決定したことはございません。現在、国の子ども子育て会議において、新制度の検討に当たっての論点の整理が行われているところです。例えば、保育に欠ける要件として、現行では、昼間労働することを常態としていることという要件を、フルタイムのほか、パートタイム、夜間帯の就労者など、基本的に全ての就労に対応することにはどうかというような内容の論点整理がなされております。

次に、2点目の認定こども園制度と認可外保育所についてのお尋ねですが、新システムによる「認定こども園」の設置については、与謝野町子ども子育て会議で熱心にご議論いただき、12月2日、4日、9日に、町内3会場で保護者との意見交換会も実施していただき、12月18日の第7回会議で答申を、まとめに入っただけになっております。その答申を受けて具体策を検討したいというふうを考えております。

次に、認可外保育所についてですが、与謝野町内には、現在、無認可保育施設2施設と事業所内保育施設2施設の計4施設が運営されております。このうち無認可保育施設のこどもの森保育園ときらきら星の2園には、平成25年11月末日現在で、66人の児童が通園されています。平成27年度に施行される子育て支援新システムにおいては、認定こども園や保育所、幼稚園の特定教育・保育施設と家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育が新たに地域型保育事業に位置づけられ、市町村の認可により給付の対象となる予定となっております。町内の認可外保育施設の地域型保育事業への位置づけ、もしくは認可保育所等への転換の可能性や必

要性などについては、それぞれの施設と十分協議の上、与謝野町子ども子育て会議で、定員管理も含めて検討していただく予定としております。

以上で、勢旗議員への、私からの答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ご質問の3番目、地籍調査の検証と地図混乱地域の解消方策につきましては、私からお答えをいたします。まず、1点目の地籍調査遅延の検証が求められているにつきまして、お答えを申し上げます。現在、地籍調査が完了していない地域は、香河と温江の一部を除く旧加悦町域であります。その地域の中でも平成7年に着手し、平成14年に完了予定であった明石地区、平成13年に着手し、平成16年に完了予定であった温江地区の一部が遅延しております。温江地域の奥手、虫本地区が完了した平成19年度から再調査に着手いたしましたが、当初の現地確認から時間が経過しているため、確認作業に予想以上の時間を要し、なかなか進まない状況でございました。このため、平成23年度から臨時職員を雇い2名体制で行い、この3年間で香河地域全域の完了、明石の6地区のうち2地区の再調査のめどがたちました。遅延地区の早期解消は、一件一件の積み重ねしかありませんので、必要な人員配置と効率的な業者委託が必要であるというふうに考えております。

次に、2点目の測定の誤りがわかった場合、やり直し請求はについてでございますが、測定の誤りがあった場合は、町へ申し出ていただきたいと思っております。ここでの測定の誤りとは、現地立ち会いによって定めた点が測量漏れであったとか、違う点を結んでいたなど、測量、図面作成上で起こった誤りでございます。立ち会いをした当時と考え方や意見が相違したり、その当時、誤って境界を定めてしまったなど、個人の都合による場合は個人で訂正をしていただきます。

3点目の個人で再測量をした場合、地籍調査は必要なくなる。この場合、助成の考えはにつきまして答えを申し上げます。遅延地区内の再測量についてのお問い合わせだと思っておりますが、確かに遅延地区内には境界が定められていない箇所が多数あります。その箇所について、再測量された場合は、隣接との境界は確定し、その土地の図面は整備されることになると思っております。しかし、地籍調査とは、現地測量を実施し、測量精度を国が認定した上で法務局に地図を備えつけるものでありますので、個人で再測量をいただきましても地籍調査が終わったことにはなりません。現在、遅延地区を含む地籍調査が完了していない地域では、土地家屋調査士が依頼を受け、境界の確定を行っておられます。この成果は非常に重要な情報であり、民間業者でも、ある一定の条件が整えば国の補助金を活用できる制度がありますが、対象となりますのは人口集中地区、または都市計画区域で地籍調査が実施されていない地域であります。また、町からの補助制度はございませんが、町では、測定の基準となる点の座標、過去の測量データなど、提供できる情報は提供させていただき、少しでも再測量が軽減できるようご協力させていただきたいと考えております。

最後に、4点目の14条地図作成作業への取り組みの必要性についてお答えをいたします。14条地図とは、不動産登記法第14条第1項にあります土地の正確な形状をあらわした図面として法務局が備えつけるものをいいます。14条地図を作製する一つ的手段として地籍調査があります。地籍調査を推進することが14条地図を整備することになることは十分認識をいたしております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。まず、ふるさと納税につきまして2回目の質問をしたいと思っておりますが、町長はですね、町長がお書きになった「お母さん町長奮闘記」の中に、京の豆っこ米自然循環型農業についてですね、詳細に書かれております。その意味からですね、私は、この町が真ん中であって、農家と、いわゆる納税者のかけ橋としてですね、私は、その役割を果たしてほしいと、このように願って、お願いをしていると。町長おっしゃるように、私はふるさと納税制度という寄附を通じてですね、特産品を贈ることについて、当初、私も、そのように考えておりました。しかしですね、これだけ全国的に、このことが大きな規模でやられるようになってまいりますと、これを地域の特産品をアピールをする場として、そして、大きなチャンスがあるというふうにとらまえることができますね、私は正しいのではないかなというふうに思いますし、それから、新聞によりましてはですね、例えばですね、このふるさと納税の今日の、この5年間の状況について、いわゆる職員の立案能力が寄附収入に直結する時代になったと、こういうふうに書いて、企画力が勝負を分けていると、こういうふうに取り捨てている新聞もあります。

これでは、私、職員の方が気の毒だと思うんですね。私は十分、それぞれの方は素晴らしい能力と企画力もありながら、私は、このことを一つ、やっぱり町としてもアピールをしていこうと、こういうことが必要ではないかなと、こう思いますけども、この辺は、町長どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども少しお答えいたしましたけれども、せんだってテレビを見ておりますと、主婦の方がネットで、どこの町は、こういうお肉が贈られる。こっちはどうだ、こっちはどうだというふうなことで、自分が納税をしようと思うのは、その景品のよさに応じて、こっちに5,000円、こっちに何ぼというような、そういうことが、もうネットの世界ですので、ふるさとを愛するとかじゃなしに、景品のいいところに、同じ5,000円出すなら出すとか、金額を贈るような、そんなことが報道されておりました。それは、こういった世相の成り行きの中で、そういうことも、先ほどおっしゃったように特産品をPRするという意味ではいいのではないかなと思いますけれども、与謝野町の今までの特産品の寄附について、中身を見ますと、やはりそうではなくて、自分の両親がこちらにいて、自分は外へ出ている。でき得るなら親に対する、そういうのじゃなしに、お世話になっている町に納税しようというような、そういう本当にもととの趣旨を理解した上でしていただいている方がほとんどでございます。というのは、その景品を出していないからだというふうに断言できるんですけども、ほとんどの、あまり数字が動かないのは、毎年毎年、同じ方がずっと送ってきていただいていると、そういう現状の中では、やはりそうした、先ほども言いましたけれども、5年以上、そうした形でお世話になっているところについては、そうしたささやかな特産品を贈るだとか、そういう感謝をあらわす気持ちというものが必要ではないかなというふうに思っております。

どちらかという、与謝野町のよさを、状況を肌で感じてもらう。また、よさを知っていただく等の、そういう手だてが、もう一工夫も二工夫も必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢籟 毅） このふるさと納税の特徴の一つにですね、今、町長がおっしゃったりリピート率が非常に高いと、このことがですね、私はあると、こういうふうに思っております、これはですね、普通の通販と比べてもですね、もう圧倒的に高いと、こういうふうに言われておりますので、ぜひ、このことが私は一つの鍵にもなっていると、このように思っております。

それから、例えば、私、3万円のお米のお話をしましたが、今、この課長さんらのクラスで大体2万8,000円も、3万円してもらおうと2万8,000円戻ってくるんですね。これだけ減額になると、そうしますと2,000円で、3万円の商品をお渡しを、特産品をお渡ししようというんですから、私は、このことはですね、十分あれになると、それから、例えば豆っこ米をですね、農家に聞きますと、やっぱり今、2万円で売りたいと、こうおっしゃっているんですが、そのうち、130ヘクタールのうちの、聞いてみますと、大体4分の1はJAに出していらっしやると、これ1万円ちょっとの金額なんですね、60キロが。例えば、これを1万7,000円で買って、それから、米を精米をして、ついて減る分や、あるいは、そういう経費を引いてもですね、これを3万円で、私は出すことは、私は農家にも非常に喜んでもらえると、現に先進地も、そういうふうなやり方をしておりますし、私は、そして、寄附金の用途についてもですね、明確に農業振興に使っていくと、そういうことを打ち出すことで、私はより理解が得られるのではないかなと、町長がおっしゃることも、私はよくわかりますけども、しかし、現実にも今、こういう状況になってきておると、このことを私は無視はできないのではないかなと思っております、今の実際の4分の1が1万数千円、わずかの金額で一生懸命つくってもらって、JAに出してもらっておると、こういう実態を見るにつけても、非常に高く売ろうという努力は、あるほうでもらっておって、3万円で売る人も、4万円で売る人もあるでしょう。そういう能力のある人は別にですね、私は、もう少し低い人を町が買い支えてですね、やっていくと、そういうことが、私は、この制度のより幅を広げていくし、町の信頼性も高めると、このように思っておりますが、町長、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろんなやり方があるかと思えます。勢籟議員さんの、そうしたご提案も一つの方法だと思えます。せんだって東京の丹後人会へ行かせていただきました。その中でも、やはり皆さん方は、この町の、そうした情報が欲しいと、確かにネットや、そういうものでもありますけれども、ふるさとを肌で感じるといいますか、いろんな人の話が載っていたりするような、そういう町報あたりが送っていただけたらいいのになというお声やら、それから、先ほど出ました、その町報の中で小学校でも、そういう丹後のコシヒカリを使っているというようなことを知られて、それは、どこで買ったらいんだというような、そうした声も聞かせていただいたりしております。

いろんなものの中で、こちらの町をPRしつつ、なおかつ少しでも寄附金がふえる方法は、やはり考える必要があるかなとも思えますので、ちょっと、そういうことでご理解がいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 勢籟議員。

1 5 番（勢籟 毅） 町長、ひとつ、ぜひ今、新聞等で書かれているように企画力が勝負を分けていると、そういうところからですね、私は、職員さんの力がもっと生きるように、このことについて

も、私はご研究をいただきたいと思っております。

それでは、この件につきましては、ご検討いただくということでお願いしたいんですが、次に、こどもの森のことについて、私も具体的に名前を挙げまして申し上げました。ひとつまだ、はっきりしていないことばかりだと、こういうふうに思いますが、ひとつぜひ、そうしたきょうまでの保育にかかわって、大変な努力をされてきたと、きょうまで全く手がつかなかったわけですけど、初めて、ここで大きな一つの転換点に立っているということなんで、ぜひとも、これはご検討を、子育て会議もごさいますが、私はやっぱり無認可の施設というのは、やはりほかの部分と違いますか、一般の論議の中からは少し外れるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひとも町のほうでお考えをいただきたいのと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、地籍調査につきまして、副町長にですね、最後にお願いをしたいと思っております。いろいろお話がございましたが、なかなか難しいということに尽きるだろうと思うんですが、しかしながら、この中で、今、副町長の答弁の中で、はっきりしたことはですね、やはり土地家屋調査士会の話がございました。ここをひとつ使ってといいますか、こうした方とも協力を得ながら考えていきたいと、そういうお話であったような気がするんですが、ひとつぜひ、この部分についても前向きにご検討をいただきたいと、このように思いますが、そのところを副町長、お願いできませんか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど答弁の中で地籍調査が完了していない地域の中では、土地家屋調査士が依頼を受けて境界の確定を行ってられるケースがあるということをお知らせしました。土地家屋調査士が確定をされました、その情報が非常に重要なものでありますので、それから、土地家屋調査士の方々に境界の確定を行っていただきましても、そのことでもって即、地籍調査が終了したということにはなりません。それを国が認定した上で法務局に地図を備え付けるということになるかと思えます。

ただ、町のほうでは測量の基準となります点の座標、それから、過去のデータなど、提供できる情報はございますので、そういったものにつきましては、ご負担が軽減できるようにご協力をさせていただきたいというふうに考えております。

ちょっとご質問の趣旨と離れたかもしれませんが、以上でございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） どうも副町長のおっしゃること、よくわかるんです。それで、先ほどの中で業務委託のことについて、私は土地家屋調査士会のことがあったような気がしたもんです、お尋ねしたんですが、私は、そういう方向をやっていかないと、今のままでは、どんどんどんどん後へ行くということになり、それから国に対して、全く超過負担になっている現状を、もっと私は訴えていく必要があると思うんですが、このことについて副町長、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど、地籍調査の遅延の状況、そして、それを受けて町としては平成23年度から臨時職員を雇いまして、2名体制で、この間、頑張ってきたという中で、一定のめどがたったということは申し上げました。しかしながら、答弁でも申し上げましたように、地籍調査は1件、1件、一筆、一筆の積み重ねでしか事は進みませんので、従来から、なかなか役場のほう

では必要な人員配置、たくさんの人員配置ができれば地籍調査も進むとは思いますが、なかなか必要な人員配置が困難な中で、効率的な業者委託も必要であろうかなというふうに考えております。

議長 長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） この状況をですね、私はやはり地籍協議会なり、それから、京都府なりとも、私は協議をしていただいて、やっぱり財政支援を受けながら、もっとやっぱり伸ばしていくと、そういうふうにお願ひしたいと思ひますし、それから、今、副町長おっしゃいましたように、業務委託もですね、やはり、その中心に据えて考えると、そういったことで、ぜひお願ひしたいということをおし上げて終わりたいと思ひます。以上です。

議長 長（赤松孝一） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入るわけでございますが、皆さんにお願ひしましたように、廊下のほうで写真撮影がございますので、秋山局長の指示に従って、よろしくお願ひいたします。

なお、その関係上、午後1時40分から昼の部は開会いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時40分）

議長 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、私は事前通告に基づき質問の第1点目は、この中小企業振興基本条例と公契約条例の制定、そして、入札制度などにかかわる問題について伺いたい。

第2点目は、低所得者層対策。第3点目は、高齢化と人口減少による集落の持続的な維持の問題について、質問を行います。

まず、初めに政府のアベノミクスなど、経済対策が推し進められてまいりました。このために一部の企業や富裕層などには、莫大な収益が集中しておりますが、この一方で全国的にも地域経済は低迷し、中小零細業者は厳しい経営状況に立たされ、労働者の賃金は、この15年間で給与は減り続け、70数万円も減少しており、国民生活も、この間の社会保障では保険料の負担増に加え、給付の削減が相次いで起こっています。そもそもアベノミクスには、国民の所得をふやす政策は何ひとつありません。また、国会に出された社会保障プログラム法案でも、負担の増大と給付の削減を基本としている点であります。こうしたもとで社会保障の財源確保のためだと言って、来年4月から消費税の増税が予定されており、低所得者層をはじめ高齢者、中小零細企業など、国民への、今までにない15兆円以上もの負担が計画されています。この負担規模は、かつてなかったほどの大きな負担であります。特に小泉構造改革以来、地方自治体への国の地方交付税配分などについても、大幅な削減が行われ、加えて強引な合併押しつけで、ほとんどの市町村の財政運営も大変厳しい事態にさらされています。そのため少なくない市町村では、町の独自支援の政策を廃止したり、後退させたり、新たな住民負担を余儀なくされているのが現状であります。このような中で、全国市町村会など、地方6団体だけでなく、全国の各分野の諸団体などが、かつてなく国に政府に声を上げ、改善、是正を求めています。また、多くの自治体や議会では、国や都道府県に財政支援などを強く要望するとともに、将来を見据えた市町村独自のま

ちおこしや必死の努力が今、始まっています。

国の中小企業対策予算についてですが、1967年に一般会計の歳出比率で0.88%だったものが、年々減少し、本年度には0.34%と半以下になり、史上最低の水準を低迷しているのが現状であります。この中小企業に冷たい予算のあり方を転換し、当面、政府がつくった中小企業憲章に基づいた一般歳出の2%、およそ1兆円程度に増額し、日本経済の根幹にふさわしい本格的な施策が求められていると思っています。京都府下の経済はどうかと、京都府下の経済は中小企業の事業者数が2001年から1万5,000軒以上も減少し、京都府内の75%が赤字になり、事業税と法人府民税の法人2税は97年の1,172億円から2011年には、その半分592億円と、大きく激減していることです。この深刻な地域経済のもとで、京都府は、この4年間に商工会議所や商工会への補助金を8,000万円も削減したり、京都府の官公需の中小企業への発注率も全国平均を大きく下回り、全国36位という現状であります。

雇用対策でも、非正規労働者が12万7,000人もふえ、正規雇用の比率が41.8%と、全国最下位から3番目という大変ひどい事態になっています。地域社会の点では、今の知事のもとで押しつけ合併が強行され、自治体数が18も減り、職員数も498人も減る。土木事務所も12から7に大幅に統廃合されました。多くの府民から身近の役場が遠くなったと、災害時の対応が大きな不安や問題があると思う、こうしたさまざまな声が各地から出されており、過疎化と高齢化のもとで多くの地域コミュニティが崩壊の危機に直面しているわけであります。こうした中で、与謝野町では5年前から地域循環型事業とも言える住宅改修助成制度が3年間取り組まれ、何と63億円もの大変大きな経済波及効果をもたらすなど、抜群の経済貢献を果たしてまいりました。この流れから、町民ぐるみで進めようと、昨年3月、中小企業振興基本条例がつくられました。そして、この中小企業振興基本条例の具体化は、産業振興会議で進められております。これらの与謝野町の取り組みは京都府下のみならず全国からも注目されているところであります。

それでは、第1点目の町の中小企業振興基本条例と公契約条例の制定、入札制度にかかわって質問いたします。中小企業振興基本条例は、理念条例と呼ばれるもので、その趣旨は町と町民ぐるみで進められるという壮大で、新しい町をつくるという基本的な立場に立っておられます。この理念を実現するためには、町政全般にわたるいろいろな条例、それとの整合性が大変重要であります。

それでは、公契約条例とは、どういうものなのかについて触れておきたいと思います。簡単に言って公契約条例というのは、自治体が行う公共工事や委託事業について民間業者と契約を結ぶ際に、その事業をより住民生活の向上に貢献できるものにするのはもちろん、事業に従事する労働者や従業員、その賃金、労働条件を適正に定め、確実に末端の労働者にまで確保することを義務づける制度のことであります。公共工事や委託事業にかかわる労働者は全国で1,000万人以上に上ると言われています。国と自治体が率先して、これらの労働者に働くルールを確立すれば、日本の労働者全体の改善に大きな波及効果を与えられると言われています。公共事業を住民生活密着型に転換し、地域の中小業者に優先して仕事が回る仕組みをつくれれば、地域経済の再生、自治体の税収入にも、また、官製ワーキングプアと呼ばれている課題の解消にもつながることになると考えます。

それでは、質問項目に入ります。一つ目は中小企業振興基本条例の理念を生かした現在の諸条

例規則の整備が要るのではないかという点です。

二つ目、この基本条例の理念や現在の入札制度の考え方は、基本的に、よりベターな制度になっていると考えています。同条例の理念、考え方や現入札制度の到達から考えると、公契約条例の制定をすべきだと思いますが、どうか。

三つ目、現時点でも入札指名業者の元請はもちろんのこと、下請、孫請含む条件整備が要るのではないかという点です。

四つ目、確かに入札の現状は結果的とはいえ、多くの場合、くじ引きになっていることは一層の工夫改善が要ると考えています。その意味からも、業者間の競争性をより生かし、よりフェアな取引とするために、入札業者に対する工事費の積算内訳書の詳細化とチェック機能の強化が要るのではないかという点であります。

次に、第2点目の町の低所得者層対策について、質問に入ります。先ほど冒頭でも申し上げましたように、国の悪政のもとで深刻な町の地域経済が続き、住民の収入が減り続け、今、社会保障でも保険料負担はどんどん増大し、給付は削減され、また、最低限の生きていくセーフティネットと呼ばれている生活保護制度でも見直しによる給付減が既に行われており、本来、給付を受けるべき世帯の2割程度しか現在、給付が受けられないという現状にあるにもかかわらず、政府は新たな給付の削減を強行しようとしています。この上、安倍政権の社会保障プログラム法では、社会保障の理念を投げ捨てて自己責任を強く押し出しているのが最大の特徴だとも言えます。

与謝野町でも、高齢化が進み、老人世帯と独居世帯、また、年収200万円以下の母子家庭など、低所得層といえる世帯が大きく広がっている点であります。この与謝野町は住民の所得が京都府下で最下位クラスという現状が何十年と長きにわたって続いてまいりました。このことを、どう考えておられるのか、対策は、どのように考えているのか、ありましたら伺いたいと思います。

第3点目に、最後になりますが、高齢化と人口減による集落、小集落の持続的な維持について質問いたします。以前から私自身が地域協議会問題、まちづくり協議会問題の課題を何度も取り上げてきました。このときにも申し上げましたが、今、集落地域の共同作業、こうしたものなど、コミュニティを維持するために、この努力がはらわれていますが、このことが人口減と高齢化で、できなくなってきているという点です。小集落では、まさに限界集落の実情になっていますが、この実情について、どう考え、どう対処されようと考えておられるのか、伺いたいと思います。

以上で、第1回目の質問といたします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の1番目、中小企業振興基本条例と公契約条例の制定についての1点目、中小企業振興基本条例の理念を生かした既存の諸条例・規則などの整備が必要ではないのかということについてお答えいたします。中小企業振興基本条例制定の意義の一つとして、中小企業の振興を行政運営において重要な柱として普遍的に位置づけ、各種計画や施策、工事、物品発注等に条例の理念を反映することが挙げられておりますので、それらを町の責務として取り組んでいかなければならないというふうに考えており、予算編成方針の中でも、条例の理念のもと、地域経済が循環するような配慮をすべきと通達いたしております。

次に、2点目、3点目、そして4点目の公契約条例の制定と入札業者に関するご質問についてお答えいたします。今までの答弁でもお答えしてまいりましたとおり、当町では公契約条例を制定するまでには至っておりませんが、その一方で、入札制度においては、町内業者優先で発注するようにしており、地元優先、町内循環を目指し、今まで制度改革を行ってまいりました。中小企業振興基本条例を制定したことにより、これらの動きは、今後、より具現化していくものというふうに思っております。

しかし、府内では、まだ制定に至った自治体はなく、京都府も公契約条例の趣旨について一部必要性は認めていますが、現段階では公契約大綱の制定にとどまっているのが現状でございます。当町といたしましては、国や先進地の制度研究を踏まえながら、今後の検討を慎重に進めていく必要があるものと考えておりますが、その一方で、地元優先、町内循環型の経済となるようさまざまな取り組みを推進していく考えでございます。当町の現況といたしましては、まだ、公契約条例を制定するまでには至っておりませんが、その考え方に基づき安値ダンピング受注や悪質なピンはね業者を規制し、公共サービスの維持向上、地域中小企業の経営安定、地域経済の振興を図るためにはどのような取り組みが重要か、今後も引き続き研究を進めてまいりたいというふうに住じます。

また、入札制度における元請、下請、孫請を含む条件整備についてでございますが、ご承知のとおり下請契約とは、元請と下請、さらには、下請と孫請の間において成立する関係であり、契約自由の原則に照らしてみても、契約の当事者でない限り、相手方を強制することはできません。平成15年5月には、公正取引委員会から埼玉県に対し、下請に関して市内中小企業者の利用を義務づけることは、競争政策上望ましくないとの見解が出されており、あくまでも努力義務の程度にとどめるべきとのコメントが出ております。元請に対する考え方は、既に述べましたとおり、地元優先、町内循環型を目指して指名等を行っておりますが、下請に関しましては、義務づけではなく、努力義務にとどめ、その中で効率的な方法を検討する必要があると考えます。

最後に、入札業者に対するチェック機能の強化でございますが、当町では既に入札会場内での積算内訳書の確認を義務づけており、参加業者は入札書の根拠となる詳細な積算資料を準備してから入札会に臨んでおられます。一部の参加業者におかれましては、情報公開制度を利用し、入札会執行後に積算内訳書を入手することで、独自に積算内容を検証されており、参加しようとする側も研究をさせていただいているものと考えます。入札会場内では、参加業者から提出していただいた詳細な内訳書を積算担当職員が検算し、確認をしてから落札者を決定させていただいておりますので、議員ご指摘のチェック機能の強化は既に図られているものと考えます。ご理解をお願いいたします。

それから、次、2番目の低所得層の対策についてお答えいたします。ご承知のとおり、来年4月1日から消費税率5%が8%に引き上げられることとなり、既に電気料金等が上がっている現状の中で、家庭や事業所などにとって厳しい増税であります。

特に、所得の少ない家計ほど食料品などの日常生活にかかる消費税の割合も高くなるため、消費税の負担率も高くなります。政府では、低所得者対策として生活必需品などにかかる税率を低くする軽減税率や給付措置などについての検討や、経済対策の一環として、従業員の給与やボーナスをふやされた企業に対して、法人税を減税するなどの検討もされております。議員ご指摘の

京都府下で下位に位置する、この住民所得の現状につきまして、行政といたしましても所得向上につながる施策が急務であると考えておりますが、まずは、町内企業が安定化、活性化し、元気になっていただきますと住民所得の向上も見えてこないと考えます。そのためにも商工振興、産業振興につながる施策の継続や企業誘致の取り組みなどを継続して実施していくとともに、既存の制度や減免制度を活用しながら、低所得者対策を取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3番目、高齢化と人口減少による集落の維持についてお答えいたします。ご質問のとおり、高齢化と人口減少により集落の維持が年々大変になってきていることは否めない状況でございます。総体的に集落機能の低下は、祭りなどの伝統行事ができなくなり、田んぼや畑の耕作放棄や山林の管理放棄、さらには家屋の放置など、あらゆる面からも、地域コミュニティを形成する環境に悪影響を及ぼすものであると感じております。このことは、与謝野町に限らず、全国的な問題であることはご案内のとおりです。また、全国的にも価値観の多様化や無関心という言葉に代表されるような連帯感の希薄化が問題となっておりますが、東日本大震災の被災地域の取り組みや復興支援を通じた、「絆」という言葉に象徴されますような、人と人のつながり、身近な人と手をとり合って生きていくことの大切さが再認識されはじめ、当町でも、子育て、高齢者支援や環境保全対策、防災、防犯、公共交通の確保など、さまざまな課題を抱えてはいますが、住民がお互いに協力し、助け合いながら、地域の課題を解決することが重要であると考えております。

このような、人と人との「絆」を大切にす地域コミュニティの機能強化こそが、集落や隣組の維持につながっていくと考えています。地域コミュニティの推進については、公民館活動や各種自治活動の支援、そして、地域指導者やリーダーの育成など、ソフト面での支援をはじめ、その活動拠点となっている地区公民館等の充実や地域コミュニティ施設の整備など、町としましてもできる限りの支援をさせていただいております。

維持が困難になってきた集落や隣組の再編成については、物理的に移転する方法もありますが、それ以前に集落や隣組の合併統合などが考えられ、既に一部の地域では、合併統合まではいかないまでも、連携、共同して行っている例があると聞いております。これらは、集落や隣組同士の連携強化により、単体では維持が難しくなってきた機能を補うというものですが、ある意味で最も現実的な取り組みではないかと考えております。したがって、集落や隣組の皆さんの意向に委ねることが大事ですので、行政が強制することは適当ではないと考えておりますが、その支援等については住民の皆さんとの協働により進めていかなければならないというふうを考えています。

もう一つの考え方として、UIターンの取り組み、交流で居住を促進する取り組み、地域に人を呼び込むなどにより、新しい人材が地域の生産活動やコミュニティ活動などに刺激を与え、地域活性化にも貢献するという先進事例もあることから、このような取り組みも有効なのではないかと考えています。

いずれにいたしましても、課題を解決するためには、総合計画に掲げるさまざまな施策と努力が必要ですし、人々の「絆」を大切にす地域コミュニティの機能を強化することこそが、限界集落を発生させずに、地域の維持につながっていくものと考えております。

以上で、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ご答弁をいただきまして、まず、初めに中小企業振興基本条例の理念を生かした条例整備ということについては、前向きに、これから進めていこうということが表明されたというふうに思っていますので、これはいいんですが、私があまり深く考えていなかったんですが、かなりの分野にわたって、これはあるんじゃないかというふうに思っているんです。それは皆さんの担当というか、行政の方のほうが、よくわかるんであれなんです、一般行政だけでなく教育行政も含めてですね、かなり広がった論議の経過や、あの理念を見てますと、条例を見てますと、かなりの部分で条例をいらわなければならないというふうに思っているんですが、今つかんでおられる、必要と思っような条例について、わかればね、中身はいいですけども、何本ぐらいあるとかというようなことが、つかんでおられたら教えていただいたらと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身、そのことについて、あまりよくわかっておりません。恐らく個別の条例ではないというふうには思っておりますけれども、建設課長、わかりますか。わかるところだけ建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 振られましたんで、お答えをしたいというふうに思います。

先ほどおっしゃいましたように、一体的な条例といいますのか、そういうふうなことのお話があったというふうに思っています。私どもといたしましては、今、これは条例ではございませんけれども、議員の皆さんのご提案をいただきましたような住宅改修の関係だとか、そういったことが今回、一つの、先ほども例として挙げてこられましたけども、そのようなことが一つのことだろうというふうに思っております。

また、入札の関係等々も先ほど質問があったというふうに思っております。これにつきまして、今、議員のほうからも内訳書の関係だとかいうふうなことがあったというふうに思っております。この点につきまして、我が町につきましては、そういうふうな積算内訳の詳細だとか、そのようなことはさせていただいております、一定それが透明化の一つの判断材料になるのかなというふうにも思っております。いろんな条例がございまして、町では、その条例を各課が認識をしていて、そういうふうな、それに応じたことで、その条例を使いながら、いわゆる町の活性化に向けて努力をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 建設課長に振られたので、ちょっと僕もびっくりしているんですが、僕が催促することはないんですけども、商工観光課長のほうが、よくつかんでおられるんじゃないか、経過から見たら、今、僕が思っている。どういうところの課題でというのは、僕がさっき言いましたようにね、教育委員会にもかかわるといのは、条例の中でもうたわれているところが、それなりの方向性というのか、条例に直接かわるか、規則、内規になるのか、ちょっとそれはわかりませんが、そういうことの整備を私自身が求めているわけで、そういうことが手のひらにのっているかどうかということですね、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問にお答えできないかもしれませんが、与謝野町の、現在のいろんな条

例、規則を見まして、個別の条例の中では、今、議員がお尋ねの中小企業振興基本条例の理念を生かしたような規定が、直接、規定されているものはほとんどないというふうに思っております。

そういう中で、今回、振興基本条例ができ、それを受けて、例えば予算編成であるとか、工事の入札、物品の調達、それは条例の施行を受ける以前から町内循環ということは申し上げておりましたけれども、条例の施行を受けて、各課に改めて、従来以上に、そのことを認識して、実際の業務を進める中で、そのことを意識して行うようにということを申し伝えました。

繰り返しになりますけれども、個別の条例とか規則とか、そういう中で直接、明記した記述は、ほとんどないものというふうに、従来からないものというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） あまり見当たらないような答弁ですので、私ちょっと触れてみますので、その点はどうかと。例えば、企業誘致の条例にかかわる問題なんかは、かなり非常に重要な問題ではないかというふうに思っています。

それから、庁用備品や物品購入、それから、職員、また業者の従業員の待遇改善の問題は、今、課長がおっしゃったような実情もあると思いますが、かかわってくるだろうし、教育分野ではですね、実践的な、別に条例でなくても内規とか方法論の部分があると思うんですが、これは教育も含めて中小企業条例の中にうたっているわけですから、こういう接近をもっとリアルにやるべきだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。別に条例をいらうというかね、質の問題ですから、その点について答弁を願えたらと思っているんですが。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員のほうからは具体的に例を挙げられました。

例えば、企業誘致条例の中で考えられるんじゃないか。あるいは町が購入をいたします物品購入についても、例えば規則の中で明示できるんじゃないかという趣旨だと思うんですが、そういったこと、特に企業誘致条例の考え方は、後ほど商工観光課長から答弁をさせていただきますが、物品購入に限って申し上げますと、規則の中ではっきりと、そのことを明示するよりも、今の方式で具体的に指針という形、物品購入に当たっての考え方ということで、各課に指示をするほうがいいんじゃないかというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうから少しお話をさせていただきますと、企業誘致の部分では、直接、条例等ございますけれども、基本的には町内のいろいろな部分で土地、建物等、土地として誘致する部分の確保等は町としては、はっきりとはしておりませんが、町内にあります遊休地ですとか、空き店舗、空き倉庫等の情報等、商工会等と連携をしたり、それから農林部分でのいろいろな野菜等を加工等をする場合の誘致をできるような施設等が、あるかないかというような、それぞれ連携をとりながら企業誘致等の部分では動きをしていっているといいますが、そういう方向でありますし、それから、人材育成の部分で、少し内容とは外れるかもわかりませんが、学校等の教育の中で、町内にあります企業、それから事業所、福祉施設等に今、体験等で行っておられます、そういう中ではある意味、その施設を町内にある、その施設を体験することで、町内の事業所の重要性、また、その必要性等を学生等が理解をして、その地域に重要な施設の学習をして、また、社会人になり、その町内の事業所に勤めるというふうな部分もあるのかなと思っ

てます。

それから、今、一般的な部分では織物業とか、いろいろな事業所等で雇用のミスマッチとか、福祉施設のミスマッチ等もございまして、そういう中では、いろいろな体験等を通じましたり、それから、いろいろな雇用促進奨励補助金等の中で、町内の企業に、町内にお住まいの方が勤めていただくような部分も取り組んだりということで、少し条例等にうたってとか、規則等でうたっているという部分では、少しくたっていない部分があるかと思えますけども、連携する中では、そういう農商工、また観光等の連携をとりながら、町内の事業所、地域内循環等が促進できるような取り組みを進めておりますし、また、今後も、それを広く展開をしていきたいというふうに思っております。少し話がまとまらず、申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、感じているというか、実践的にやられていることについて、今、答弁されたんですけども、私、この基本条例は、一つは理念条例ですよ。理念をどうまちづくりに生かしていくかという、このことですよ。僕ね、今の答弁を聞いていて、あまりそういうふうには、あんまり考えられてないのかなというふうに思うんですよ。まあ後で、ちょっとその誘致企業にかかわる問題といえますか、やりますけども、どうもこれ、基本条例は憲法でしょう。この町の、町長でしたかね、説明の中でも言いましたし、課長もそういうニュアンスのことを言ったけども。憲法なら最優先でこれを、基本条例として、ほかとの整合性を整理するということですよ。中身が、理念がきちっと、ものになってなかったら、うちの分野は関係ないわというようなこと、僕はあり得ないんじゃないかとぐらい、思ってるんですよ。だから、そこのものの捉え方をですね、もっとしっかりしてほしいなと、これは僕の思い過ごしかも知りませんが、ぜひ深めていただきたいというふうに今の答弁を聞いて感じました。

時間がありませんから、次の質問にしますね。

私、特に、この条例で気になっているのは、これは産業建設常任委員会の中でも何度か話題になった点なんです。気になる点というのは、大企業や大型店の進出についての問題です。この基本条例ができたわけですから、町側として相手方に対して、どういうことを明示して、条件はどういうふうにしていくというようなことは具体的にされているのかどうかですね。

私、ちょっと結論的な言い方ですが、時間があれですから。例えばプラントの場合ですよ、条例文を渡しただけで、どういうんですか、形式だけになってるんじゃないかと、中身が本当に、うちの町はこういうことを願っているんだということが本当に伝わるんだろうかと、あれだけで。私、正直言って、その辺がものすごい不安なんです、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） そのお話の中では、確かに以前、進出したいというお話の中で、以前に来られたときには、平成24年4月1日から、この条例を施行していますということで、その条文等は、そのときにお渡しをしています。

その後具体的な内容とか、こういうような計画でとか、そういう部分はございませんので、その中では細かくは、まだ、やりとりをしていないのは現状ですけども、この条文の中で中小企業の役割、努力についてはご説明をさせていただいて、以前の状況とは違うということはお伝えをさせていただいておりますし、その条文の中で大企業として町内の事業所との連携ですとか、町

内、生産、製造、加工商品の受注とか、労働力の確保とか、そういう部分ではお話はさせていただいておりますけども、これについて、具体的な部分でのやりとりはございませんので、そこまでのことはできていないというのは現状でございますけども、お話のほうといたしますか、説明等はさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） あまり時間がね、これにかなり割いてますので、この点は、僕は宿題に置いときたいと思っておりますが、どこかでちょっと言っておかないとあかんで、私は私流に新しい、例えばプラントの場合ですね、こういう条件や、こういう条件は基本的に飲んでほしいと、ストレートな言い方で申しわけないんですけど、あなた方も十分、ここは吟味してほしいというような、そういうものを持たないと、来てから話したらええなんていう感覚では全然対応にならないということをお願いしておきたいと思っております。

次の質問に移ります。いわゆる二つ目の質問ですね、公契約条例にかかわってです。公契約条例そのものは、全国的にはつかんでおられると思うんですが、都道府県では33、市町村では803の自治体が2010年6月1日現在で、公契約条例を求める意見書を国にも出しているところです。ILOも94号だったと思いますが、その条約でうたってますので、このことの案文も含めて議決されているようです。そういう点では、かなりの大きな広がりを持ってきているということで、既に条例をつくったところも10にはなっていないかわかりませんが、私ちょっと数字つかんでませんけども、何カ所かでされているということです。

私は言いたかったのは、町長あれです。これほど町が所得も低いという中で、こういう町だからこそ特に必要なんではないかと思うんですが、町長はどのようにお考えか、よろしく願います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、それぞれの自治体の様子等をお聞かせいただきましたけれども、この公契約条例を制定をするということになりますと、最低賃金だとか、あるいは労働条件の諸問題にも踏み込んでいくことになり、なかなか制定に向けて一足飛びに進んでいくことは考えにくいというふうに思っております。

都道府県レベルでも、なかなか難しいことを、この町で取り組んでいくという、そうした研究はする必要があるかとは思いますが、非常に大きい町であってもできてないということは、それくらい難しいんじゃないかというふうに思っております。確かに中小企業振興基本条例は、理念条例ではありますけれども、あれをつくり上げたのは、やはり住民の方たち、あるいは企業家、それも産業界においても農業、福祉、商工業、教育、あらゆる分野の方たちが入った中で、中小企業振興基本条例をつくり上げております。

それぞれの責務についても、あの条例の中に掲げてございますので、先ほど長島課長が申しあげましたように、やはり大企業に対しては、この町の思いを、やはり進出してくる企業に対しては、それらをきっちり伝え、また、その調整を図っていく、それぞれが必要なことだろうというふうに思っておりますので、確かにきちとした条例をつくって、それに基づいてということになるよりも、むしろその理念を生かして、もっと柔軟に対応していく、それこそ、まさしく与謝野町流のやり方で、我々の思いをお互いに協働でやっていくという、そういう姿勢のほうは今、

この町にはふさわしいのではないかというふうに考えているところでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これについてもですね、一旦置いておいて次の質問に移りたいと思います。

三つ目の問題は、孫請、下請までですね、整備が要るのではないかということで、答弁をいただいたんですが、私、思いますのは、今の現段階でもですね、孫請とか下請の、いわゆる従業員の皆さんの条件なんかは掌握されてるんですか、お尋ねしますが。十分掌握されているかどうかというところで。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、この契約は町と元請といいますが、その契約でございますので、それから先については、はっきり言えば民民の契約でございますので、どこがどんだけでどうだというような、そういうことは一切、把握はいたしておりません。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私はね、公共事業を孫請でやはりしてるわけですから、その部分は、ぜひ、やっぱりよく目を届かせてですね、よく実態をつかむような努力をされんと、結局、今の事態だったら、元請だけとの話だけで、そこに、下に振られたときには、目をつぶらざるを得ないと、どういう実態になってようかわからないということですから、そこは非常に、私は対策として要るのではないかというふうに思います。

時間がどんどんきましたので、次の4番目の問題を、ちょっといきたいと思うんですが、私は今回、こういう形でチェック機能というんか、いわゆる詳細かと、これを言ったんですが、これは今、現実的に、ほとんどがくじ引き状態になっていると、このことも、やっぱり問題点というのを、どう改善するかということだと思うんです。

副町長、この点で、それを超えるような、くじ引きの実態を改善できるような案がですね、今、検討されているのかどうか、お伺いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 副町長のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 入札の結果につきましては、その直後に町のホームページで公開をいたしておりますので、議員もご指摘のように、特に請負契約につきましては、非常に、抽せんという結果がふえております。それは、この間、入札につきましては、この議会でも何回となく、いろんなご質問が出ましたので、合併以降、ずっと入札制度の改善、改革については、るる申し上げました。その中の一つが入札に当たっての内訳書の提出を求めるというものでありました。それも、途中で、さらに内訳書の精度を上げようということで、見直しをかけまして、現在の内訳書の様式にいたしております。

議員もホームページでごらんいただきますと、おわかりいただけると思うんですが、内訳書の審査を入札会場で厳しく行っておる中で、時々、入札内訳書が不十分ということで、その業者は失格という事例が時々あります。ホームページをごらんいただきましたらおわかりいただけると思いますけれども、というようなことで、この間、内訳書の様式も、さらに厳しくいたしましたし、その結果として、時々、問題があるということで、結果、入札ができなかったという事例も

ままありますので、そういった意味では現在、チェック機能は十分働いていると、結果としては抽せんという形をとっておりますけども、内訳書のチェック機能は十分に図られておるといふふうに認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の質問に移ります。二つ目の、大きな二つ目ですが、低所得者層対策ということで、その関連で、まず、お尋ねしときたいんですが、認識の点ですね、前で、一番底辺の生活保護基準のあれなんですけど、今、国は、既に基準も引き下げてきて、実勢はどんどん下がり気味になっているわけですね。不十分と言われているけども、それが下がっていると、この結果、どういふことに影響があるかというたら、30数項目についてあるという話は皆さん、ご承知だと思っんですね。それは本町の場合は、どういふ影響があるのか、項目立てでいうたら何ぼぐらいあるのか、お聞かせ願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 申しわけありませんが、今、この場ではちょっとわかりません。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 国のね、いろいろな資料なんかを見ていると36ぐらいかね、30何ぼぐらいなんですけど、しかし、町によっては、この間、僕はびっくりしたんですけどね、函館だったと思っんですが、51項目にわたって影響するということ言われています。最低工賃から始まってずっとですよ。ですから、それほど大きなものなんだという認識を、はっきりさせていかなあかんと違うかと思っています。

それから、もう一つは、今の実態でね、例えば国保の問題、前回は野村議員が取り上げましたけども、国保は平均所得をずっと歴史的に見るときに、例えば20年前だったら平均所得は240万円だったんです、世帯。それが4年前のデータしかなかったんですけど、09年でいうとね、どんなんなっているかというたら158万円ですよ。66%になっているんですよ。

一方で、保険料はどうなっているかというたら、一人当たりの計算になりますが、20年前6万円だったのが、この4年前では何と9万円、1.5倍ですよ。こういう逆転現象が起こっているんですよ。だから、本当に深刻なんですよ。低所得者にとっては非常に厳しい負担になっているということ、まず理解していただきたいと思っています。

それから、ちょっと僕、忘れちゃったものなんですけど、あれですが、その指標が、この町が本当に大変だというのはね、介護保険の資料の中でも、そのことが明らかですよ。これ、この間、この場でも言いましたけども、それから、税務課にも資料をもらったんですけど、申しわけないです、活用できずに。

所得階層別なんです、データを見たらわかるんです。本当に低いんですよ。非課税世帯が圧倒的に多いんですよ。だから、この実態を町側としても本気でつかまないと、私は対策と言えないんじゃないかと。この問題は、私は、この町にとっては、最大の課題の一つに、私は据えるべきだといふふうに、私は思っています。

この点で、抜本的な対策が必要だと思っのかなのかどうか、町長にお伺いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、そうした逆転が起こっているということについては、具体的な数字でもって

捉えておくということは、これは大事だと思いますけれども、全体の生活の中身を見てましても、やはりそうしたことが起こってくると滞納がふえたりというような数値の中でもあらわれてきます。それらも含めて、どうすれば、苦しい中でも、その負担をお互いに持ち合うことができるか、そうしたものについては一つでも二つでも、ちょっと知恵を働かせるところが必要かなというふうには認識しております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後の質問に移ります。高齢化とですね、人口減少で集落の維持の問題です。

ご答弁いただいて、一生懸命、行政側も苦労されているんだなということを改めて感じたんですが、私、この問題でね、議会懇談会が、この間なされて、区の役員さんたちが、このことを言ってるんですよ。もう維持ができないんじゃないかと、議会は何を、この点で考えているんだという意味合いですわ。

ですから、このことは本当に、全町的な、私、課題だと思っています。ちょっとたくさん言いたかったんですが、時間が今、チンが鳴りましたから、もう終わりますけども、やっぱり、確かにいろんな側面はあると思うんですが、例えば、財政的な側面から見ても、この地域で支え合う組織をつくったり、その対策というのは非常に大事だということですよ。

前期総合計画によると、うたわれておった地域協議会というのがありました。これはなくなりました。しかし、その役割は、町長もそうでしたが、認められて、形としては実質的に残っているわけですね、形態はともかく。そうでしょう、だからそれを、もっと担当課も含めてですね、もう私は各課の中で、課長会の中でも大きな話題にするべきだと、そうしないと集落の維持はとも持たないというふうに思っています。この点で、町長はいかがお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） これは、先ほども申し上げましたように、我が町のことだけではないんですけれども、我が町を見てみても、10年前であれば、子供たちの数も多く、小学校も、それなりに維持ができていたのが、この10年で、ご承知のとおり、それぞれの学校が、それぞれ独立して維持していけなくなるような状況、それは、すなわち、それぞれの地域の、そうした地域力が弱まっているということを如実にあらわしていることだというふうに思いますし、これは、そうした問題だけではなく、町全体の中での重要な問題だと思います。

そうした意味で、今後も総合計画にうたってある中の、それを具現化する中で考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 時間がございません。

これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで、2時55分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時42分）

（再開 午後 2時55分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

家城議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告いたしておりますとおり、来年4月に行われます選挙について、それにかかる町長のお考え、また、9月定例会で私自身が今後の課題であると感じた点の確認をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、1点目でございますが、与謝野町が誕生し、早くも8年が経過しようとしております。太田町長におかれましては、町のトップとして旧野田川町時代に3期、与謝野町になってからの2期と、大変長きにわたってご活躍をされてこられました。

特に、この8年間は、私も議員として身近な立場から行政運営を進められる姿を拝見させていただき、合併後、新町になってからのまちづくり、特に福祉向上や地域活性化、また、住環境整備や子育て支援などの分野では、大きな功績をおさめられ、今日の行政運営に生かされているものと感じております。まずもって、そのご労苦に対し敬意を表する次第でございます。

しかしながら、今後、予測されます行財政の不安をはじめ、学校や幼保の統廃合、庁舎問題、機構改革、先ほどもありましたが産業振興、また、広域ごみ処理施設の建設など、まだまだやらなければならない課題は山積みであり、今後の町の将来に不安や不満を抱えておられる町民の方は多いと感じております。そういった中で、来年3月末には、町長ご自身も、そして、我々議員も任期の満了を迎え、4月に行われます選挙において選出された方たちが、これらの課題を引き継ぎ、また協議をし、これからの与謝野町をつくり上げていかなければなりません。

多くの町民の方の関心が、来年4月の選挙に集まり始め、また、強まっていると感じているのは、私だけではないと思います。うわさでは、現職の議員の中で、次の選挙は町長として頑張ろうという、早くから意思表示をされ、積極的に取り組んでおられる方もあるのではないかと聞いております。

そこで、1件目の質問をさせていただきます。2期目を終えられるに当たり、この2期目を振り返られ、行政運営をされる町のトップとして、ご自身を、どう評価なされているのでしょうか。また、その評価されたことを採点されるとしたならば、何点おつけになられるのでしょうか。

二つ目に、新しい町になり町民が生活していく中で、町長が進めて来られた施策や事業は、多くの成果を上げられております。しかしながら、先ほども申しましたが、避けて通ることのできない問題や課題は、まだまだ山積みの状況でございます。厳しい現状に変わりはないと考えております。これらの課題や問題に対し、将来の展望を、どのようにお考えでおられるのか、ご所見をお伺いたします。

三つ目に、4月に行われます選挙については、既に多くの町民の方も関心を示されております。中でも、現職である太田町長が3期目も出馬され、今後も頑張られるのか。また、退任され、新たな体制になるのかという点につきましては、町民の方が知りたい、今、一番のポイントであるのではないかと感じておりますし、また、こうした問題、課題が多い中で、時期的にも、現職として、ご自身の進退の所在を明確にされる責務があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

以上、大変ぶしつけな質問もあるかも知れませんが、ご答弁をお願いいたします。

次に、2件目の質問に入ります。9月定例会では、決算認定も含め、大変多くの議案がありました。その中で自分なりに質疑をし、ある程度の理解はさせていただいた部分もありますが、本議会で再度確認ということで質問をさせていただきたい3点についてお聞きいたします。

一つ目ですが、加悦地区最終処分場の土地購入についてでございます。9月議会に補正予算の中で、この件が含まれておりましたが、購入単価の設定、線下補償10年分の支払い、また、譲渡税分の上乗せ補償、購入に至るまでの経過や詳細な部分、また、購入交渉の内容など、あまりにも不明確な点が多く、結果、修正動議が出され、賛成多数で可決されました。その後、通告では、その後どういった予定をされるのかということをお聞きしとったんですが、いきなり今議会で補正予算に計上され、提出がされておりますので、大変驚いておりますが、まず、その経緯についてのご説明を求めさせていただきます。

2点目、決算認定の質疑の中で、企業誘致は進めなければならない今後の課題ではないかというご意見を述べさせていただいたところ、企業誘致も大切ではあるが、そういうふうに感じているが、今は先に既存の企業、それに対する支援、育成、また活性化を図ることが大事であるとの答弁でございました。産業振興についての考えや取り組み、また、9月議会以後に新たな動きがあったのか、先ほどの伊藤議員と重なる部分もあるかとは思いますが、ご答弁をよろしくお願います。

3点目は、補正案件の中で、地域防災について質疑と提案をさせていただいております。私は、常に地域防災は行政と各自治区、そして、町民が一体となって取り組まなければ、絶対に成り立たないと考えております。そういった中で、自治区や消防団に対して、行政として最低限やらなければならない部分をご指摘させていただき、ご提案をさせていただきました。

自治区に対する災害対策費、これは仮称であります、その支給や消防団の防火服等の要望に対する対応、そういった部分は来年度予算の中で考えておられるのか、以上の3点についてお聞きさせていただき、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員ご質問の1番目、次期選挙についてお答えいたします。

合併以来、早いもので来年3月には8年が経過いたします。この間、住民の皆様の深いご理解とご協力をいただきながら、私なりに精いっぱい新町のまちづくりに向けて努力を傾注してまいりました。この8年間は、私にとりまして、新町と謝野町にとりまして、新しい町を形成するために大変重要な足跡を残したと思っております。

そこで、1点目の2期目を終えるに当たっての自己採点、自己評価をお尋ねでございます。

私は、評価は自分でするものではなく、住民の皆さんがしていただくものだと思っておりますので、できるだけ住民目線に立った自己評価とするため、総合計画策定時に行いました住民アンケートから客観的に私自身の自己評価をしてみたいと思います。一昨年の平成23年11月に行いましたアンケートでは、これまで進めてきたまちづくりの満足度を聞いており、有線テレビなどの情報基盤整備や上下水道整備に満足度の高い傾向が見られますので、これらについては町としても力を入れてきたことでもあり、及第点をいただいているのではないかと考えております。

特に情報基盤の整備は、行政情報や町の情報をお伝えするだけではなく、防災情報と連動していますので、住民の皆さんに安心・安全をお届けできる手段として、格段に向上したのではないかと考えております。反対に、今後、力を入れるべき施策を問うという質問では、平成18年と、5年後の平成23年度の同じ質問を比較することで住民意識の変化と、町に対する期待度を

見ることができますが、災害に強い体制づくりや新たな産業興しと雇用の確保、高齢者や障害者の福祉充実と社会参画の促進などが期待されていると同時に、前回調査から期待度が増加しておりますのも、これらは大きな災害の発生や景気の低迷、高齢化の進展など、社会全体の背景を反映している部分もありますが、住民の期待に応え切れていない分野として宿題が残っているのではないかと考えており、まだまだ及第点のいただけるものではないかと考えております。

しかしながら、前回調査で町の魅力を総合的に反映する指標として、定住の意向について問うた質問では、合併当時の調査に比べ、住み続けたいと、一旦離れてもいずれは戻ってきたいを合わせますと81.0%となっており、前回調査の76.7%から4.3ポイント増加しておりますので、この点では、わずかではありますが、うれしい傾向として受けとめており、まだまだ課題はありますが、住民の皆様にご一定の評価はいただけるのではないかと考えております。以上が、私の客観的に見た自己評価でございます。

次に、2点目の、まだまだ課題が多い中、将来の展望についての所見をお尋ねでございます。

ご質問の中にあります庁舎のあり方、庁舎内組織、小中学校や幼保の統廃合、ごみ処理施設などにつきましては、まだまだ道半ばではありますが、着実に歩みを続けていると思っておりますので、今後も与謝野町の大きな行政課題として実現に向け前進が図られていくものと確信いたしております。将来展望として、私の心の中にありますのは、着実に協働のまちづくりが進展していると感じており、これからの町のあり方は、このことに尽きると思っておりますので、今後とも住民の皆様と一緒に町が活性化するよう、人が輝いて暮らしていただけるよう、望んでやまない気持ちでございます。

次に、3点目の3期に向けた私の進退についてお尋ねに対しまして、お答えをいたします。今期2期目のスタート、町長選挙に当たって三つの町が一つになり、新町のまちづくりを軌道に乗せていく上で、その時点の到達度は、まだ道半ばということを申し上げました。そして、この2期目の3年8カ月、町民の皆様、町議会の皆様のご議論、ご努力、ご協力に支えられて、多くの仕事を進めることができました。先ほども申し上げましたが、町民の皆さんが望んでおられる、期待されている町のありようは、一つ目は災害に強い体制づくりについてでございます。これにつきましては、各小学校の耐震化や加悦中学校の改築、各地域の防災設備、備品の整備に加え、各地区公民館を拠点とした共助の形ができつつあります。

新たな産業興しと雇用の確保については、住宅新築改修助成制度や産業振興会議から生まれた中小企業振興基本条例の制定、また、ちりめん街道の活性化に向けた取り組みなど、与謝野町流の循環型経済の取り組みが進んでいます。高齢者や障害者の福祉の充実と社会参加の促進については、町独自の地域密着型福祉施設やすらの里や、リフレかやの里のように障害者の雇用が生まれています。これらの事業や取り組みは、多くの町民の方々との協働により着実に進めることができている。

今、大事だと思えることは、これらの仕事が町民の皆さんにとって、町政が住民のために役立っている、新しい町になってよかったと実感できるものとして、花を開かせる、いわば総仕上げをしていく時期ではないかと考えています。

平成20年度から平成29年度を期限として、町の総合計画を仕上げることを基本に、さらに力強く町政の前進を図ってまいりたいと考えています。この総仕上げに向け、残された今年度内、

今任期内に全力を挙げますとともに、次期に向けてどうするかということにつきましては、今しばらくお時間がいただきたいというふうに考えております。

9月定例会での課題について、2番目の質問の1点目、加悦地区最終処分場の土地購入について、議会では修正動議が出され採択されました。その後どういった協議がされ、今後、そうされるのかについてですが、9月議会で修正案が可決された直後に、2人の地権者を、それぞれ訪問して、議会の経過を報告した上で、少し時間を置いて、今後のことをご相談したいと申し出ましたところ、地権者からは強い不満が表明されました。

9月議会にご提案しました内容が、10数年来、担当者が地道に交渉を続けて、やっとのことで合意に達したものでしたので、地権者のお気持ちを十分察しながら、その後も粘り強く地道に妥協点を探りながら、交渉を続けました結果、この12月定例会に提出済みの第5回補正予算に計上いたしましたとおり、9月補正の金額600万円から、総額で40万円減額した560万円の金額で、地権者のご了解をいただくことができたものでございます。この減額の内容は、9月議会で最も議論になりました線下補償を行わないこととしたもので、そのほかの買い上げ金額や課税分につきましては、従来どおりの考え方を踏襲したものでございます。

次に、2点目の産業振興についての考えや取り組みについてお答えいたします。これまで議会で企業誘致も進めるべき町の課題であるとのご質問に対しまして、中小企業振興基本条例の基本理念であります地域循環型経済の構築のための仕組みづくりとして、町内企業に対する支援策や活性化、雇用の確保が重要であり、地域内でお金を循環させる、そうした仕組みづくりが急務であると答弁をいたしておりますが、企業誘致を否定しているものではなく、企業誘致の実現は地域経済の活性化に大きな効果が期待できるものと認識いたしております。どんな業種でも立地していただくということではなく、中小企業振興基本条例の理念をご理解いただき、例えば当町の地域資源であります米や京野菜などの豊富な素材を活用していただける企業や、地場産業の織物業と連携いただける企業、また、地域産業の育成につながる研究機関などの誘致企業として考えられると思っております。現在、京都市町村企業誘致推進連絡会議を窓口にしなが、情報提供、情報発信をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目の地域防災についてお答えいたします。本年は例年より多くの台風が発生するなど、全国各地で台風や豪雨により多くの災害が発生しました。とりわけ9月15日から16日にかけて当地域に接近した台風18号では、全国で初めて京都府に特別警報が発表され、福知山市や舞鶴市に甚大な被害をもたらしました。幸い本町は大きな被害は発生しなかったものの、8月から10月にかけては災害警戒本部の設置回数が8回に上るなど、例年以上に多くの豪雨に見舞われました。大雨や洪水等の気象警報が発表されますと、速やかに災害警戒本部を設置するとともに、各区長に連絡し、各区におきましては地域での警戒態勢を整えていただいております。災害警戒や自主避難所の開設をお世話になっております。

また、出水期前には、豪雨に備えた土のうづくりにご尽力をいただいているところでございます。各区の自主防災組織への活動支援といたしましては、ヘルメットやウインドブレーカーの貸与のほか、自主防災組織交付金を交付しております。交付金は、地区内の消火栓や格納箱、ホースの管理、点検、土のうづくりに係る助成という趣旨で交付しており、また、小型ポンプを保有している防災組織に対しては管理助成金も交付しております。地域防災を推進していくためには、

自助・共助・公助が一体となり、防災意識の向上や防災対策を進めていくことが大切であるというふうに考えており、共助の防災活動体制への支援につきましては、現在、拡充を検討しているところでございます。

具体的には、まず、自主防災組織の補償の拡充についてでございます。自主防災組織の災害対応時の負傷等については、与謝野町消防団員等公務災害補償条例の規定により、災害発生時の民間協力者という位置づけで一定の補償を行っていますが、町長や消防団長の要請を受けたものに限られており、自主的な防火活動での負傷等は補償の対象にならないなど、十分には補償できていない内容となっています。このため全地域の自主防災組織の自主的な警戒活動などに対応するため、ボランティア保険に加入することを検討しているところでございます。

次に、災害警戒時には、各区公民館で自主防災組織の方や区役員さんなどに自主避難所の開設をお世話になっていることから、災害警戒の手当的な意味合いとして、各区に交付しております自治会運営交付金の増額を検討しているところでございます。

次に、本町の消防団は府内でも優秀な、すぐれた消防団として住民の生命と財産を守るため、災害や自然災害などの有事における出動はもとより、各種訓練や防火啓発活動等に昼夜、献身的に活動していただいております。消防団の施設や装備品の整備に関しましては、消防委員会において、消防団からの意見を踏まえご審議いただき、計画的な整備推進を図るため、与謝野町消防施設整備計画を策定いたしております。本町では、この整備計画に基づき整備を進めておりました、今後も、この計画に沿って進めてまいりたいと考えているところでございます。

平成23年3月に発生いたしました東日本大震災では、多くの消防団が避難誘導などの活動中に殉職されるなど、消防団員の安全確保対策が新たな課題となっており、町といたしましても消防団員の安全確保を第一に可能な限り対応していきたいと考えています。

防火衣の更新要望につきましては、消防団や消防委員から伺っておりますが、本年度20着の更新を実施することとしており、次年度以降も財政状況を勘案しながら、計画的な更新を進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進していくためには、自助・共助・公助が一体となり防災意識の向上や防災対策を進めていくことが大切であると考えており、自主防災組織の活動支援、消防団員の安全確保のため、計画的な装備品の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、家城議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ご答弁をいただきまして、私の受けとめがおかしければ、また、ご指摘をいただきたいと思いますが、選挙につきまして、長きにわたってご活躍され、また、功績も上げられておる中で、今、与謝野町の2期目を終えられるに当たって、明確な表明はされませんでした。私なりに次も頑張られるのかなというふうな受けとめでありますが、そういった中で、きつい言い方、表現になるかもわかりませんが、いろんな議会懇談会、また、町民の方とお話ししていく中で、長年にわたっての実績、功績というのは非常に評価するというご意見も、非常に多くの方がされておられます、言うておられます。

そういった一方で、やはり政策、また人事、その他に関してはあまり強い主張がないのではな

いかなと、また、斬新さが無いのではないかなというようなご意見も多々お聞きいたします。これは、庁舎外だけではなく、職員さんの中からも、そういった声もあるのではないかなというふうに感じております。

先ほども申しましたが、大きな課題、問題は山積みでございます。そういった中で、こういった声に対して、再度どのようにやっていかれる予定か、もしありましたらお答えいただければと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、その評価をいろんな方が、いろんな思いのご意見を持っておられるということも十分理解してますし、それを町民の方が、どういう方を、次のまちづくりに選ばれるのかというのは、それは我々が申し上げるべきことでもなく、町民の皆さんが判断されるべきことだというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げましたように、いろんな課題がございますけれども、やっと今まで皆さんの力をかりながら、協働でまちづくりをしていくんだという、そういう思い、それらの種は、この2期の中に、いろいろとまくことができたのではないかなと思っております。

先ほど申し上げましたように、まだ任期、この平成25年度中、また、任期内には、まだ残された、そうした期間がございますけれども、あらかたその、先ほど少し言われました、今後、子育ての、そうした幼稚園、保育所の問題がどうなるのか、あるいは、機構改革がどうなるのか、ごみの問題も今、進めております、そうした問題。

あるいは産業振興、その他、今、課題になっておりますのは、産業振興などについては産業振興会議で、そろそろそれらが、この年度内にはいろいろな答申や提言が出てくると思います。やはりそれは、一步、皆さんの手でつくられた、いろんなご意見、それを町が、どう受けとめて、それをどう次につなげていくか、まさしくそれは次のステップ、育てた、そうした種を咲かせると、そうした時期に、いよいよ入ってくるんだというふうに、私自身は考えております。

それについて、皆さんと共有しながら、そのことについて、少しでも前へ行くように、その期限内は今、頑張りたいというふうに思ってます。それ以降については、しかるべきときに、私の表明はしばらく、もう少し熟慮、または検討をさせていただきたいということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 1回目の質問でも申しましたが、時期的には、もう表明されてもいい時期ではないかなという思いもあります。ぜひ早目に表明をしていただき、こういった方向でやっていかれるのか、またお話が聞かせていただければと思っております。

私は、先ほど町長、答弁の中で、地道に着実にという言葉がありました。しかしながら、ときには、やっぱり斬新な発想、また、展開というのにも必要ではないかなと思っておりますので、また、そういった面もお考えいただき、表明時には、そういったことも組み込んでいただければ、一町民としてありがたいと思っております。

それでは、最終処分場についての質問をさせていただきます。先ほど、経緯のほうはお聞きいたしました。長年の交渉、非常にご苦労さんでございました。しかしながら、9月議会では修正動議という結果で可決をされ、その部分が抜かれて補正予算は通っていると思っております。そういった中で、長年の努力をされてきたことについては、私たちもお聞きしておりますので理解はして

おります。しかしながら、議会というものは二元代表制の中で、片輪の役割をきちっとしていかなければならないと私は常に考えております。

そういった中で、なぜ、修正動議も出された案件に対して、常任委員会も事前に開かれて説明されたのでもなく、全員協議会でも諮られない、そういった中で、提案後の説明は常任委員会でされているということは聞いておりますが、我々には、その経過の説明もなければ、何の報告もないまま、ただ、常任委員会の資料がレターボックスのほうに、おまけのように入っております。

それで、補正予算を審議せえという気持ちがいさっぱり理解できません。なぜ、そういったことがされなかったのか、その辺のご説明をよろしくお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前回の9月議会で、これについての中身については説明させていただいて、今おっしゃったような中身だったというふうに思います。

今回、12月の、この議会には、そうした議論を踏まえて、町として新たな提案を補正でさせていただいているということでございます。ちょっとその意味合いが、ちょっと私自身、受けとめられないんですけども、議会でも議論していただいて、それらに対する結果を今回、出させていただくということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 理解がしていただけないということなんですが、修正動議まで出させていただいて、この件についてはきちとした説明を確認をさせていただいた中で、今後、話を進めるべきではないかなという、私は理解をしております。そういった中で、所管の常任委員会にも全く諮られない。また、その後の経過についても全く全協でも報告がないと、そういった中で、いきなり補正予算に上げられて、ましてや常任委員会のメンバーは、その後の補正予算提案後の委員会で説明はお受けになられておりますが、ほかの12名に関しては、全く聞いてない中で、また上がってきているわけです。説明の中では、40万円、いわゆる線下補償の分をなくしたというだけのことでございます。

だけど、この修正動議が出されるまでに質疑の中で、いろんな議員から、いろんな質問が飛んでおります。そういった確認もできないまま、ただ、その部分だけを下げましたという提案で、果たして、私は、この議案に対して、また、議案のときに質問をさせていただかなあかんのかなと、素直に納得できない部分が多くあるのではないかなというふうに感じております。理解ができないということなので、もう一度その辺よく考えていただかなければ、おかしいのではないかなというふうに感じておりますが、理解ができないということなので、次に。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） これらは全て交渉事でございます。相手があって、相手が、それを受け入れていただかなければ、これは成り立たない話ですので、町の考え方としては、あそこの土地を買い上げたいということでございます。それにはどういう方法があるかということで、ご提案したことについては修正動議が出された。ですから、それについて、また、相手との交渉の中で今回の、こうした中身が決まったということでございます。

ですから、交渉事でございますので、一々こうなっている、ああなっているということは当然できませんし、あそこを買い上げたいという、その本来のあれに沿った形の提案でございますので、

その辺については若干行き違いがあったのかもわかりませんが、何とぞご理解がいただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 行き違いということなので、この件につきましては補正のときに、またやらせていただきますが、行き違いでは、どうも済まないのではないかなと、修正動議という重さというものはご理解いただけてないかなと思いますが、次に産業振興につきまして質問をさせていただきます。

今度、12月20日金曜日でございますが、ふるさと就職フェア in 丹後というのがございます。そういった中で、先ほどの答弁の中で、当然、企業誘致も大事ではあるけれども、既存の企業に対する育成、支援、また、活性化などを図っていくという中で、こういった事業があるということは町長ご自身、ご存じでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 存じております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ご存じであって、9月の答弁では現存、既存の企業の育成を優先するという言葉がございました。そういった言葉を答弁でされておる中で、私、町内業者の方から、この件について相談を受けております。相談といっても僕が答えられるような範囲ではなかったんですが、そういった答弁をお聞きしたと、しかしながら、こういったイベント、イベントというても、これは事業者にとっては、雇用の確保にとって大事な事業でございます。

それに対して、情報提供、また周知に関しては、与謝野町全くできてませんよと、私、申し込んだ時点で、もういっぱいですと、断られましたと、この事業があることを知った時点で、もう既に名簿もいただいておりますが、30件プラス15件、45件の企業が、もう登録済みでございます。そういった中で、何としても人材確保をしたい、雇用をしたいので参加させてほしいというお願いをしても、もう定数に達してますんでということで断られたということでございます。

そういった中で、あまりにも、町長が答弁された既存の企業の育成に関して、ええかげんじゃないかなという町民の方からお叱りと相談を受けました。私も、そのように感じます。やはりこういった事業があるのならば、やはりそういう答弁をされるのであれば、どんどんこういうことを周知していった中で、何も地域のものをつくって、地域のもの、食べるものだけが産業振興ではないと私は思います。企業誘致も一生懸命取り組んでいただいておりますのではないかなとは思っておりますけれども、なかなか実現も難しいと思います。

しかしながら、身近な部分で簡単にできる部分に関しては、やはり徹底した指導をしていただかないと、こういったことが産業振興につながるのかなと、一つ不安に思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私、その日にちだけを認識しているんですけれども、どこがということについて、ちょっと認識してなくて、毎年行われているのは大抵、府が、あるいはハローワーク等が一緒になった中で、それをされていると思います。ですから、我々には、こういうことをしますよというお知らせが、町民の皆さんと同じように入ってくる、その中で、私は、たしか知ったんだと

思うんです。

そういう声がある、お叱りがあるということについては、本当に、それらのことも我々自身も聞かせていただいて、そういうものに参加していただけるような、それについては、そういう点では怠っていたのかなと思いますけれども、それらについても一つのチャンスでございますし、それがなければ全てということでもないと思いますので、ハローワークを通じてだとか、それから、そういう企業の紹介をする、実際に紹介をして人と当たる、そういう場について、今の実態がどうなっているのか、商工観光課長のほうから答えさせます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうから、少し説明させていただきます。12月20日に行われた件でございますけども、それについては京都府、また、京丹後、与謝野町と近隣市町、それからハローワーク等々、連携をしてやっている事業でございます。通常、町長は通常の例の就職フェアのことをお話をされておりましたけども、今回の、その件に関しましては、大学3年生を対象にしたような事業かというふうに、ちょっと手元に私、資料ございませんで、記憶の中で申し上げておりますが、そこを重点的に少しやってみようかというお話がございまして、一定そのルールの中で企業側にも商工会等と連携をしながら、企業の募集等も行われておったというふうに思っております。行き渡ったことができてないとおっしゃられますと、それは、そうかもわかりません。そういう中では、大変こちらのほうも十分連携をとりながらできていなかったという部分ではないかというふうに思っておりますので、また反省をして、今後は広く情報提供をしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、課長の言われたのは半分当たってます。当たってますというか合ってます。対象は、一般求職者、またリターン、Iターンの希望者、学卒未就職者、それに、先ほど課長が言われた平成26年3月、大学、短大卒業予定者及び平成27年3月大学、短大卒業予定者ということで、何も学生だけが相手ではないですし、多くの窓口を開けられております。

それから、主催は京丹後市です。あとハローワークと京都ジョブパーク、これいわゆる京都府が主催です。後援に宮津市、伊根町、与謝野町が入っております。ということは、情報は、これがあるというだけの情報ではなく、恐らく事前から情報はお聞きだと思いますし、こういったことをやるので希望企業があれば周知しておいてくださいということは、あらかじめ当然、こういった主体から来ていると思います。

そういった中で、与謝野町からは6件ですね、30件のうち6件、この6件は、何でもなく毎年、これやられています。その中で毎年、出ているところには事前に通告が行っとるらしいです。しかしながら、新たに雇用を確保しようと思って応募された企業は、もういっぱいだからだめだと、そういった相談にも乗ってもらわれへんのかということがあります。だから、先ほど私が9月に質問した企業誘致、企業誘致は何のためにするのか、やっぱり雇用の確保ですよ、雇用の確保ということは、若い人が定着していただける一つの手段の取り組みです。就職フェアも一緒だと、私は思っております。

企業誘致も、この就職フェアの周知も一緒だと思います。そういった中で、答弁の中に既存の企業、事業所の育成強化を図っていくという言葉が言われるのであれば、やはりこういったこと

は、周知が、ちょっとおくれていたのですみませんとか、そういった次元ではないと思います。やはり本当に町を考えて、将来、若い人が住みよい町、先ほど町長、言われました、定住の考えはあると、また帰ってきたい思いもあると、思いだけでは困るんですよ。やっぱり帰ってきてただかんと、住んでいただかんとだめなんですよ。やっぱりそのためには、何をするか、それを考えていただかなければ絶対に産業振興は進まない、私は思っております。

そういった中で、話題をかえますが、例えば、きょうも産業振興会議のほうをやっていただいております、時間的に、違いますか。一生懸命いろんな方がいい意見を出していただいて、すばらしい提言が、また出てくるのではないかなというふうに感じております。

そういった中で、先ほど斬新さがないなという意見があるという中で、やっぱり我々議員も指摘だけをしてもあかんのかなという思いがありますので、私も、例えば、一つの例として、こういったこともできるんじゃないかなという思いをちょっと述べさせていただきますので、また、それに対して町長なり、課長なり、思いを言うていただければと思います。

例えば、現在、中小企業、また、自営業者が抱える問題、やっぱりその中には一番大きいと言ってもいいでしょうけども、後継者という問題があると思います。一方、先ほども言いましたが、家庭の事情などでUターン、Iターンを考えている方も多いと思いますし、また、地元でやりたい人といっぱいいるのではないかなと、そういったときに壁になるのは、やっぱり働く場所がないということではないかと思っております。

そういった状況の中で、やはり企業誘致というのは最大の効果がある取り組みだとは思ってすけども、例えば地元企業、また自営業者の方が後継者のおられない状況の中でお困りであるならば、その方が納得した上の中で、登録をできるような、例えば後継者募集バンクみたいなものを立ち上げられ、そういったものを見て自分の仕事について考えられるような形をとれば、行政が、それを商工会と連携しながら管理していけば、一つの対策として成り立つ事業ではないかというふうには感じております。

そういうふうに、これは一つ私の思いで、例でございますが、昨日、石川県羽咋市のスーパー公務員と呼ばれる高野さんという方にお会いしてきました。この方は、ローマ法王にお米を食べさせたということで有名になられております、本も出されております。今も、いろんな取り組みをされております。その方がおっしゃった印象的な部分で、行政の職員は何かにつけ計画書はどんどんつくる、つくりたがると、しかし、それができたら全てだと思っていると、そんな無駄なことをするぐらいだったら、まず、取り組みをすることが大事だと、壁に当たれば、そこでやめれば失敗です。当たったときに右に行くか、左に行くか、さらに前に進むのか、後に行くのか、壁に当たった時点で違う方向に行けば、失敗ではなく次の取り組みになります。そういった中で気がつけば成功にたどりつく、そういった思いで仕事をするのが大事ではないかなというふうなお話を聞いてきました。私もそのとおりだなというふうに感じております。

やはり、もっともっと斬新的に物事を前向きに、そして、やるうという意識の中で、やはり取り組む課題、多いのではないかなと思いますが、先ほどの、私が申した分について、間違っておれば、指摘いただければ結構ですし、思いがあればおっしゃっていただければと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 一つの例として今、先ほど挙げられました。それらにとっても今、行政が今、こ

の状況の中であるべきことは何かといいますと、やはり継続しているものについては、やはり力を今以上に、先ほどご指摘ありましたようなことも含めて、やはりきっちりと仕事をしていく必要があるかと思えますし、特に去年から始まっております海の京都あたりの取り組み、特に商工観光課にとっては、大変それとても、ちりめん街道を含めての大きな課題だと思っております。

そうした中で、いろんな形の提案があったり、あるいは計画があったりですけれども、もうむしろ計画を立てるより何より、行動の求められるような、そんな時代ですけれども、それらについても積極的なかわりの中で、それぞれの課の職員については頑張っており組んでくれているというふうに思っております。やはりそれと、行政のできる範囲、先ほどスーパー公務員ということで、そういうできることというて、バリアを張る必要はないと思えますけれども、そうしたものについても常々アンテナを張って、やっていくということについては、大事なことであろうかというふうに思います。

議員さんからのいろんな刺激やご提案、それが実際にやっていくにはどういう段取りが要するのか、それらについても、まずは、今やっているものの中で、どうしていけるかということが、まず一つ大事なことでないかなと思います。やはり、そのステップを踏む中で、次へと進んでいく、そうしたことも必要かというふうに感じております。お答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 先日、約1カ月間、議会懇談会がございました。町民の方から、いろんなご意見をいただき、また、ほとんどがお叱りのお言葉でありましたが、私も11カ所のうち10カ所を回らせていただき、改めて、議員もしっかりせなあかんのかなと、きちっとやっているつもりだと思っても、町民の人には、まだまだ伝わっていないのかなと、そういった中で、とことん頑張らなければいけないという気持ちで今回も質問させていただいております。そういった中で、やはりこの高野さんのやり方が全て正しい、全てよいという思いはないですが、やはりその高野さんのお話の中で、今、直面している課題というのは、大きな課題だけではなく、やっぱり身の回りにいっぱいあると、そういった課題の一つずつどうすればどうなるんだということを常に考えて、やっぱり我々議員も考えるべきですし、もちろん行政で働かれる職員の皆さんも、そういった思いの中で、いろんな提言をしていただいて、やはり先ほど町長が言われた、この町に帰ってきたい、この町に住みたいという町になるまちづくりをしていただかなければ、やはり子供たちが、将来、大きくなったときに、都会へ行って帰りません。帰る理由がありません。そんな町では悲しいと思しますので、ぜひ、そういったことも含めた中で産業振興、特に大きな問題だと私は思っております。そういった中で取り組んでいただくことをお願いします。

最後に地域防災ですが、お金を払えば、それで全てとは私も思いません。しかしながら、前回、訂正はあったわけですが、最初の答弁の中で、職員は職務であり、自治区は、いわばボランティアだというような中で、これは訂正をされました。だけど、私は、その職務だろうが、ボランティアだろうが、町のため地域のために夜遅くに公民館を開いて、開設して、何かあったときには受け入れる体制を持っていただいとるときに、そういったときには、今まであった対策費とか、そういうのではなく、新たに、その時点で、やはり少しの額でもいいですし、何か形でもいいので、やっぱりそういうことをしていくことによって、生まれてくるものもあるんじゃないかなと、

また、してくれることによって頑張るのではないですが、やっぱりしてもらわんよりは、してもらったほうが気持ちはいいもんです。だから、そういう臨時的な部分で予定をしていくつもりはないかなという質問をさせていただいておまして、答弁の中には、今後、検討していくということだったんで、ぜひそれをしていただきたいと思いますとおしております。

それから、消防団の要望でございますが、防火服の要望がかねてから出ております。現在、野田川分団、旧野田川方面隊ですか、旧野田川分団が、今、使用されています防火服、何年経過されておるか、ご存じでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に何年経過ということは知りませんが、相当前になるのではないかと、旧町のときからでございますので、ですからもう20年近くはたってるかなという感じはいたしております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） そのとおり約20年でございます。消防庁が発表している防火服の耐久性という資料を取り寄せました。その中には、防火服の寿命の推定という調査をされております。この防火服に対して、耐用年数というのは消防事務組合にも尋ねましたが、各自の消防条例によって定めるところであり、基準はないという回答をいただいております。それは理解をさせていただいております。

しかしながら、やはりこの耐久性の調査の結果を見ておきますと、やはり10年以上たてば、あまり機能しないのではないかなという結論でございます。そういった中で、この20年という中で、なぜ、この耐久性がないのかという根拠でございますが、やはり洗濯されることによって、それから繊維の重さ、編み方、また、使用頻度、そういったことによって、もう全てに左右されると、そういった中で果たして、この服を来て災害の現場に、ましてや火災の現場に行かれて、防火服という機能ができるのかなというふうに思っておりますが、その辺はいかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に身につけてやったことがないので、その件についてはお答えすることできませんけれども、前のとおり旧町のときの考え方は、一番火の粉のかかる前の人たちに、まずはそろえていこうという形で、当初取り組んだものじゃないかなと思います。よその分団では、それが一人1着ずつになっているのか、そういうところもあるのか、ちょっとその辺、私自身きちとした答えはできませんけど、要は今回そういう消防団の長年の要望を、やはりそうした形で、一遍にはなかなか、枚数がありますので、高価になりますので、何年間かの計画的に、それらをそろえていこうと、その中で、いろいろと工夫をしながら、使用していただくとうふうなところで今、検討しているところでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） もう時間がありませんので、思いだけになるかもわかりませんが、先ほども町長おっしゃられたように、東日本大震災の中で多くの消防団の皆さんが犠牲になりました。大変悲しいことでございます。その実態を踏まえ、平成23年10月28日には消防長官から各都道府県並びに市町村に対して、消防団の充実強化についての通達が出されております。

その1点目に、消防団の設備や整備の充実ということであらうございまして、町の予算が厳し

い中で、大変財政運営もご苦労だと思いますが、町の生命と財産を守るという使命の中で、命がけで頑張っておられる消防団の皆さんに、せめて、予算がかかろうが、やっぱり同じものを皆さんにお配りして、年間20着ではなく、もう一気にそろえていただきながら充実を図ってもらうということが大事だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（赤松孝一） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

ここで4時10分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時57分）

（再開 午後 4時10分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

多田議員。

12番（多田正成） それでは、きょう最後の質問者となります。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、第53回12月定例議会の一般質問をさせていただきます。

私は、前回の9月議会決算審議で、企画財政課の財政分析によりますと、平成26年度より赤字財政予測がされておりまして、それに対処するための具体的施策について質問をいたしました。質問時間の関係もあり、明確な回答がいただけなかったものですから、再度、質問させていただきます。

さて、当町も合併して8年が過ぎようとしております。国によります合併特例措置も終盤を迎えようとしています。しかし、一方、国では合併した自治体の交付税底上論が国会で起きておりまして、私が心配する必要はないのかもわかりませんが、しかし、どこまでいっても依存財源で、一時的なものであります。当町の基本的なまちづくりは、自主財源の多い町を目指さなければなりません。後世に期待のできる町にはなりません。つまり自由のきく財源がなければ住民の負担にたえられないと考えています。その財源確保を目指すには、徹底して無駄を省く、施設の見直し、大胆な機構改革が必要であります。そのために通告しております3点の具体的施策手法をお尋ねいたします。

1点目は、効率的、効果的な組織体制を進めるとされていますが、どのような体制づくりをされるのかお尋ねいたします。

次に、2点目は、町が保有する公有財産の有効活用と財源確保を示されておられますが、どのように活用し、財源を確保されるのか、具体的な取り組みをお尋ねいたします。

3点目は、公共施設の統廃合を進めるとありますが、統廃合とは将来への展望と効率を図り、維持管理費の抑制を進めることですが、その具体的手法をお尋ねいたします。第1次、第2次と行革大綱が示され、それに基づき取り組んでいただいております。また、第1次行革の分析表のとおり、一定の成果も上げていただいております。特に目に見えたのが職員の削減でありました。

しかし、一方では新たな事業に経費がかかり、また、膨大な仕事を賄うために、臨時職員が増員され、そのためか、目標額には届かず、削減効果に、あまりつながらなかったように思いますがいかがでしょうか。

ことしも、はや師走の月となりました。年の瀬を迎えようとしています。地域経済は依然として厳しく、税収も期待のできない状況の中で、平成26年度の予算編成の時期となりました。来年4月には町長選挙があり、当然、当初は骨格予算だと思いますが、新年度も引き続き5%の削減を全課に通達されたと聞いております。

さきにも言いましたが、国の交付税の底上げに期待をするにしても、本当に、それだけで財政の立て直しができるのか、疑念を抱かずにはいられません。私は前から言わせていただいておりますが、当町は旧態のままの躯体を抱えており、今後は、ますます老朽化が進み、維持管理費が増大するだけであります。修理しても何の改善、改革にもなっておりません。つまり直ってもととということでもあります。私は一時的に財源が要るにしても、早くそのことを打ち出さないと、将来への展望と、あわせて経費の抑制につながらないと考えています。

合併特例措置制度は、そのための制度ではないでしょうか。全てとは言いませんが、それもできずに特例措置が終盤を迎えておりまして、より以上の財源はありません。9月決算審議での財政課長のご答弁では、今のままでは財政危機となる。そうならないよう努力すると言われました。

私は、その努力の施策手法がお聞かせ願いたいのであります。その施策手法が将来の展望と歳出の抑制につながり、新たなまちづくりになることを期待しているのであります。

少し話がそれるかもしれませんが、出てくるといえば、たび重なる不祥事と、今回もまた下水道負担金消滅時効問題と、町民の皆さんへ議会も含め多大な不信感を抱かせてしまいました。出てしまったことに対し、現時点ではおわびをするしかありませんが、このような問題を起こすような行政では、町民から見れば、全く論外であります。責任と処理の問題が今後に課せられています。1日も早く解決策を考え、行政への信頼を取り戻し、新たな展望に道を開かなければなりません。行政は町民のための行政で、行政のための行政ではありません。私たちも含め行政に携わるものは、そのことをしっかり踏まえ、取り組んでいかなければなりません。

今回も議会懇談会で11会場、各地域を回らせていただきましたが、危険箇所、防災の取り組み、水路の整備、新橋の要求、生活環境に直結する地域整備も、まだまだ取り組めていません。また、当町の産業も織物が衰退してから新産業も生み出せない、当地域の経済状況を、どう町は考えているのか、当然、経済状況が当町の人口減少につながり、深刻な問題であります。また、幼保、小中学校の統廃合、福祉、介護、空き家対策と難題が山積し、財源が幾らあっても足りません。そのような思いから、今後の機構改革を含め、どのように取り組んでいかれ、財政を立て直されるのか、その手法をお尋ねいたします。

今年度の3月議会にも当町の公共施設白書を公表し、統廃合へ向けて町民の理解が必要ではないかと質問いたしましたが、町長は調査の分析は必要だが、今はできていないとご答弁でした。今後の施設統合、維持管理費の抑制など、町民への理解もいただかなければなりません。公共施設白書から見えてくる財政と、まちづくりに欠かせない資料だと思いますの、ぜひ公共施設白書を公表していただくこともあわせてお願いして、1回目の質問といたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員ご質問の財政赤字の予測に対処する具体施策と財政分析を問うについてお答えいたします。

まず、1点目の効率的、効果的組織体制とは、その具体策を問うについてお答えします。今後の財政運営においては、ことし3月にお示しさせていただきました財政見通しのとおり、非常に厳しい状況であることには変わりはありませんが、本年4月から実行段階に入りました第2次行政改革大綱の実施計画を粛々と進めていくことこそが、議員が言われます赤字にならないための具体的な施策であると考えております。また、実施計画にある効率的、効果的な組織体制の構築に当たっては、野田川庁舎本館の役場機能の閉鎖、簡素で効率的な組織機構の見直し、庁舎統合検討委員会答申を踏まえた組織体制を進めることが、その具体策であると考えており、去る12月2日の議員全員協議会において、野田川庁舎本館を閉鎖するとともに役場組織の機構改革原案をお示しさせていただいたところでございます。なお、機構改革の中身につきましては、あす、小林議員のご質問の中でお答えさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

合併以降、退職不補充等により職員数を削減し、一定の組織のスリム化は進んだ一方で、住民サービスの低下も懸念されます。こうしたバランスを考慮し、個々の職員の資質向上を図りつつ、各種公共施設の統廃合も視野に入れた機構改革を適宜行いながら進めていくことが不可欠であり、今後ともさまざまな観点から、いろいろと検討を加えながら慎重に新たな組織再生を目指していく必要があると考えております。

2点目の、町が保有します公有財産の有効活用と財源確保の具体策についてお答えいたします。公有財産の有効活用につきましては、関係職員で構成する町有財産活用推進委員会により、町有財産の効率的かつ効果的な利活用の推進に取り組んでおり、これまで同様、売却や貸し付けにより進めていきたいと考えております。財産によりましては所在地、広さ、地形、隣接状況などの条件により、現実的に活用可能なもの、あるいは将来的にも利用が困難なものなど、その様子はさまざまであり、一応に、その活用方法を定めることは困難で、一挙に整理することはできませんが、今後とも全庁挙げて整理を行いながら中・長期的に、現実性の高い利活用を検討していきたいと考えております。

3点目の公共施設の統廃合は、維持管理費の抑制と将来への展望を進めること、その具体策を問うについてお答えいたします。そのことに関しましては、単に合併団体における施設の統廃合という問題だけではなく、これから取り組むべき課題であります公共施設マネジメントという考えからご説明したいと思います。高度経済成長期以降に建設されました公共施設については、老朽化や耐用年数の到来などにより、順次、更新の時期を迎えており、その費用が莫大なものになると試算されております。

将来の財政負担の軽減のために、単なる更新という手法だけではなく、各施設の適正な維持管理や活用方法を検討し、効率的かつ効果的な公共施設の運営を行っていくというのが、公共施設マネジメントの考え方で、全国的な課題として新聞紙上などでも目にすることがあります。この課題は当町においても例外ではなく、耐用年数到来による施設の更新費用を単純に決算統計で計上された過去の整備費用を参考にして算出した場合、50年以上先までの費用は数百億円とも見込まれます。

京都府も各自治体に、この公共施設マネジメントの必要性を呼びかけており、議員が言われます公共施設の統廃合も、この取り組みの中で検討していくことになろうかと思っております。公共施設マネジメントは、それぞれの施設ごとに整備費用や現在の維持管理費、利用率といったデータを

作成し、その施設を更新するのか、維持のための整備を行うのか、統廃合するのか、それとも別の用途で利活用するのかなどを町民の皆さんと議論し、今後の公共施設のあり方について合意形成をした上で、実行していくものとなります。

今年度は各公共施設のデータ作成に取りかかり、次年度以降に各施設のあり方を検討していきたいと考えています。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 小林議員のほうがですね、機構改革のほうをお尋ねのようですので、きょうは答えられないということなんですけれども、効率的な効果を出していくということですね、機構改革が始まるわけなんですけれども、この間の提案説明の中での機構ではですね、私は財源は、とても求められないという感じがしておりまして、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

ただ、野田川庁舎を閉鎖するために、加悦庁舎と岩滝庁舎にどうしても振り分けなければならないといったような感じがいたしましてですね、今回の機構改革というものは財政を抑制したり、それから、効率よく効果的に仕事をしていくための機構改革でなければ、私はならないと思っております。機構改革といいますが、小林さんが質問されますので、何かそれだけを聞いているようなんですが、そうではなしに、今回お尋ねしとる効果的な組織体制を進めるとされているので、単なる、この間のあのものでは、私たちにはピンとこないというふうに思っております。そこがもし、ほんならそうされた場合、どのくらいな財政に影響してくるのか、削減が図れるのか、効果が出るのかといったあたりをお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 機構改革あわせて、その役場の、そうした配置を見直すことについては、先ほども申し上げましたように、小林議員さんが通告しておられますので、そちらのほうで答えたいと思いますけれども、具体的には、庁舎問題検討委員会から出された、そうした答申を進めていくために、今ある野田川の庁舎が耐震的に非常に問題があるのではないかと、ですから、それを閉鎖するに当たって、一番効率的で、なおかつ町民の皆さんにも迷惑をかけず、また、庁舎の中でも役割がきちっとできる、責任を持った役割ができるのがあれではないかと、今の時点での案です。

それはもちろん、今後、いろいろとそのとき、そのときの需要によって変わっていくかと思っておりますけれども、基本的には、そこがもとになっての提案でございます。それ以上は、また、小林議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうなってくるとですね、今回の財政問題が厳しいために、そういったことをお尋ねしておるわけですし、第2次の計画では財政調整基金ですね、平成25年度から平成29年度までに6,000万円ずつ積み立てて3億円積み立てるということが示されております。

それから、将来の負担に対する基金の積み立てが、平成25年から平成29年度までに1億円ずつ積み立てて5億円積み立てるということであります。ということは8億円、平成29年度までにためられるということなんです。一方では、財政課長の分析によりますと、平成29年度で財政基金もゼロになるということですね。そういったあたりを私は換算して心配をしております。

して、ですから、機構改革をされるのにどういった財源が生み出せて、どうしてここへ対処するんだということをお聞きしないと、普通のご答弁ではですね、こうだからこうです、委員会でこうですと言われてもですね、とてもこんなことではやっていけないという危機が来るなどというふうに思ってまして、8億円ですよ、8億円ですけれども、平成24年度で14億円ほどの基金があるのに、それが平成29年でゼロ円になる。それに8億円積み立てても、さらにもっと厳しくなるという私の思いであります。

そういったあたりを分析されて、ものを言っていたかかないとですね、単なる、こういうふうにやります、こういうふうに改革しますと言われてもですね、やはりそこは、僕らは、そんなことを聞いておるのではない、こういう改革をして、こう財政を生ませて、ここの赤字の分はこうなりますと、ですから、平成29年度にはきちっとした持続可能な町ができますということをお伝えしたいということで、その辺をちょっとお答えください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 数字が先走ってるのではないかなと思うんですけれども、何にも手だてを行わずに、そのままいけば、そういう財政見通しになると、だから、それをとめるために今、いろいろな手だてを打っていく必要があると。先ほども申し上げましたけれども、そういうことにならないように、第2次行政改革大綱に示されております計画を、できるだけ、これが具体的な計画だと思いますので、それに沿った手だてをしていくということでございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうならないように努力をしてみると、いつも聞かせていただいておって、それが今回のテーマで、その具体策を聞かせていただいて、こう効果を出すということがお聞きしたかったわけですけれども、何度聞いても、そこはそこのご答弁ですので、また、小林議員のほうから、そこは詳しく聞いていただきまして、次の問題に入りたいというふうに思います。

次に、2点目は町が保有する公有財産の有効活用ということで、これもまた財源確保をどうされるのか、具体的にお尋ねをしておるわけでございます。

この有効活用をされて、財産の有効活用をされて、どのぐらいの財源が生まれるか、お尋ねをいたします。

それと、この耐用年数ですね、この辺の分析、また不要な施設というのか、そういったあたりは分析ができておりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、こうした各施設の、そうした維持管理、適正な維持管理や活用方法、そうしたものを一つの計画といいますか、公共施設マネジメント、どうそれらを生かしていくかという課題があります。それらの課題を各施設ごとに、それらの中身を出して、老朽化した、何年で、それに対して維持管理がこれだけかかる、そして、どうしても廃止をしなければならぬ年数がこれぐらいというような、そうした公共施設のマネジメントの、そうしたものをつくって、そうしてそれに、じゃあそれをどうほかに活用するのか、取り壊すのか、ほかのものとの、施設の統廃合をするのか、それら一つ一つを今後、町民の皆さん方と論議しながら、そうした、今ある施設をどうしていくのかということを決めていこうと、つくっていこうという、まだ段階で、それらのものは今ございません。

議長 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町長のおっしゃっていることは、これから取り組んでいかれることですから、それは大切なことだということは、意味は十分わかりますけれども、私は財政が、こうなりますよということが示されておりまして、そこから、これからするのではなしに、財政がこうなりますから、もう今その答えが出てないですね、それから町民の人に理解してもらって、こう統合させたり、こうしていくんだと、有効活用していくんだということにしないとですね、僕は施策的にですね、全然間に合わないというふうに思っています、それは国がまた、交付税をですね、底上げを考えとってくれますので、また、それで何とかありますとっておられるかわかりませんが、ここに財政分析を見せていただいて、第2次の積み立ての計画を見せていただくと、とても平成29年には足りない。普通、ここで財政分析がされておりますけれども、平成25年度の調整基金で9億4,100万円ですか、それが平成26年度で赤字になるから3億2,500万円補填すると、それからまた、平成26年の財政を平成27年に補填するということで、平成29年度にゼロになっております。

そうすると、差し引きしますと2億8,000万円が全くあのもんになってしまっていて、それに今、言われる財政を積み立てていただいてもですね、平成29年には6億4,000万円が不足、これだけを見せてもらっても、私がつくったんじゃないしに財政化計画と2次の、この積み立ての計画をしてもらって、それを見るだけでも、もう既に平成29年度では6億4,000万円足りませんよという数字になるんです。ですから、そういうことを、早く手を打つことが施策だと僕は思っておりますので、そうなってから施策を打ちますというんでは、私は、それは施策とは言いません。その場に合わせた対処しとるだけにすぎないと考えております。その辺を、町長はどのようにお考えか、お聞かせ願いたい。

議長 長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） おっしゃるとおり、そういうことにならないように、手を打っていくということが、これは施策だと、その方法は皆さんがご提案いただいているいろんな方法があるので、まずは、そういったことを一つでも無駄がなくなるように、早く取り組めるものから取り組んでいきたいということでございます。

今のところ、そうしたものを上げておりますのが、一番身近なところで、庁舎の、そうした役割、それから職員の人員の削減等が順調に、といいますか、計画していたような形で進んできてますので、だから、そういった身近なところで、できることを取り組んでいくと。将来的には、今後、見込まれる負となる財産、それらの処分の仕方とも考えていくと、その中でプラスになるもんをつくっていくと。

それは当然、もう財政が苦しくて何もできなければ、荒れたままの公共施設が、そこそこに残ってくるというようなことにもなりますけれども、そういう惨めなことにならないように努力していく必要があるというふうに思いますし、そうしたものを有効に使っていくと、そういう方法も考えながら、やはりその年々の予算編成に、どうしてもしなきゃならないことも出てまいりますので、それらとの兼ね合いの中で予算を組んでいくということが必要かと思っております。

議長 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 1年、1年の予算を組んで、改修をしたり、改めていったりということはいいん

ですが、私たちは、やはり合併しました。今回も、なぜこういうことを言いますかといいますと、加悦でもですね、今、体育館が直されています。でもあれ直ってもともとですね、もともとあって立派な施設ですから、直ってももとなんです。それは加悦町時代の人口にふさわしい体育館になっておるわけです。

私たちは、2万4,000人になった、3町を一つにしたわけですから、その一つの町にふさわしいものが一つずつ改善されていかないとあかんと思っております。ということは何だということは、あそこをほんなら、例えば体育館を整備し、2万4,000人の人口が利用できるような町にしていったり、それからグラウンドでもですね、この町にでも200トラックしかとれないグラウンドしかないわけです。やはり大きな町になったら、400トラックだって必要なわけですから、そういったことが将来の子供たちの能力を伸ばしたりということになって、我々、今、使いたいの、そうしてほしいという意味ではありません。それがまちづくりだと私は思っています、そういったことが一つも目に見えてないし、今度は、今の合併して10年、15年の特例措置が、もう終盤を迎えているということを申し上げて、それと財政が計画してありますけれども、それは財政計画になっておりません。足らんわけですから、私から見ると、ここを見るだけでも。そういったことを判断をして、こういうふうに改善していきます。こうして財政を動かします、遊休財産をこう使います、ですから、財源がこう生まれてきますということが、今回の私の思いの質問でございまして、そうならないようにするという事は、言っていたかなくても、私みたいなもんでも十分そうせなしゃあないわなということはわかるわけですし、ですから、やっぱり町のマネジメントをしていただく、また、このトップとしての施策を言っていたということが、質問の本筋でありますので、そこをこういうふうに改革して、こうしますと言われると、もう納得してですね、ああそうだなということになって、先ほども家城議員が、次期の問題を、町長の次期の姿勢を問われておりました。そこも大事なことだろうというふうに思っています、平成20年から平成29年までの総合計画を一生懸命やっていくと言われております。

その中で、見えてくるものがないと私はいけないという、ですから、もう特例措置が終盤になりますから、その姿勢をはっきり見せてくださいということをお尋ねしております。

もう一度、その辺の答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 合併しまして、幸いなことにと言いますか、やはり3割自治と言われるように、何かをしようと思えば、借金をしなければできない、三つの町が一緒になったわけですから、幸いなことに、この10年間の間に、必要と思われる、あるいは、そうした、どうしても、もう必要でないもの、そうしたものの精査をして、この2万4,000人の与謝野町の規模に合った形をつくっていくということが第一義だろうというふうに思います。

そうした中で、今おっしゃるように今後、そうは言うものの、合併特例債が切れてしまったとしても、どうしてもやらなければならない、そうしたインフラ整備等も予測として出てまいります。そうしたときには、やはり1町だけではできないのであれば、今回のように2市2町でやるとか、いろいろな方法はあるでしょうけれども、どちらにしましても、お金を積み上げといて、そのお金でものをつくる、あるいはものをやっていくということは、非常に難しい状況になるというのはおっしゃるとおり、目に見えた形でございます。

ですから、そうした非常に厳しい中で、どうしてもしなければならないこと、そうしたものについては、やはり皆さんの選択の中で、いろいろと幼稚園、保育所の話や、ほかの産業振興でも、下支えのできる町の役割、ご自分で頑張ってもらわんなんところ、それらをやはり明確に分けた中で、皆さんと一緒に、この町で暮らし続けることができる、そういうことをしていく必要があるというふうに思っております。

そういう意味で、財政というのは大変大事だと思いますけれども、それらを、町もですし、議会も、そのお金をどう使っていくかという、そうした議論が今後も延々と続くというふうに思いますので、その時々、やはりいろんなご指摘をいただくなり、我々の意見も言わせていただくという形で、このまちづくりを進めていくことが大事ではないかというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今、すぐどうのこうのということができない問題ですので、そうでしたらですね、私たちも参考にしたいですし、今後の参考にしたいし、公共施設の白書というものが、先ほど公共マネジメントと言われましたけれども、それが公共施設白書になるのかどうか分かりませんが、不要な、本当に不要な施設だとか、ここの施設に、どのくらい財源が要るんだとか、将来どのくらい経費がかかっていくんだとか、そういったあたりを、100以上ある施設をですね、全て分析して出していただくと、我々も今後の財政計画や町の歩み方というものが見えてくると思いますので、その白書だけは公表していただきたいというふうに思いますが、町長、そこをお尋ねしておきます。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 同じ意味でございます、白書、マネジメント、ですから、それらについては決して隠すもんでもないですし、それぞれでき上がった中で、どういった今、町が財産を持っている、その中で、こういうものがある。それがどういう状況だというふうなことをまとめたものでございますので、じゃあそれをどう生かしていくか、あるいはつぶしていくんならやめるのか、そうしたことは、今後のいろいろな判断するもとになるものですから、それらはまた、でき上がった段階では、皆さんに提示できるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） もう最後に、あのものだけ申し上げておきますけれども、公共施設ですね、町民に対する、その平米、一人当たりの平米、町民に対する当町の平米数ですね、公共施設は大変高い数字になっております。平均がですね、全国の平均が3.42平米であります。ちなみに京丹後市はですね、久美浜だとか、間人だとか、大きな町が点在しておりますので、施設が当然ようけあるんだろうなというふうに思って6.39平米、それと、それから福知山が5.63平米といったあたりでして、当町は書類、調書を見せていただいて分析してみましたら5.86平米、これが2万4,000人の人口です。平成25年の2万3,689人という人数ですと、5.93平米が一人当たりの施設になります。当然、施設が多いということが、ここでわかってきます。

そういったあたりを整理していただいて、分析していただいてまちづくりを考えていただきたいというふうにお願いをし、質問を終わりたいと思います。

議長（赤松孝一） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、明日12月10日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさんでございました。

(散会 午後 4時49分)